ダーツレギュレーション機構

公式ルールブック(日本語訳)

2023年改訂版

ダーツレギュレーション機構

住所:RH8 9EE 英国サリー州、オクステッド、

ステーションロードウェスト17-19

これらのすべてのルールはダーツレギュレーション機構が利用するために記され、上記で管理しております。

ダーツレギュレーション機構はイギリスの認可団体で番号4509423です。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

・はじめに

ダーツレギュレーション機構（DRA）は、英国の NPO 法人です。
その主な役割の 1 つにスポーツにおけるダーツの優れた管理を確保することです。
DRA 理事会は 5 名の理事で構成されています。
Ritchie Gardner、Tim Ollerenshaw、Mike Titmus、Ritchie Gardner、Nigel Mawer。
彼らはダーツ業界における他の運営団体の役員をしていない方達でございます。
彼らは独立した個人で様々な背景からなる見解と異なる分野での経験を提供します。
Mike Titmus は事務局長で Monika Jirec は懲戒委員会の幹事です。

DRA の目的は、世界中のダーツ界における統制機構としてプロ、アマチュアを問わずにダーツのイメージと知名度を向上させる為のルールと規則を提供し管理する責任を持つことです。
DRA ルールブックはこの土台であると共に DRA 認可大会におけるプレイヤーの行動基準を定めております。

この 2023 年改定版の DRA ルールブックは 2002 年の初版発行以降、行動規範と競技ルールを最新のものにし、スポーツとしての変化を反映しています。
この最新版は、以前のバージョンのルールブックよりも優先されます。
ここに含まれているルールと規則は、DRA が公認するすべての大会に適用されます。

DRA は引き続き本規範および規則の評価と見直しを継続し、必要に応じてルールブックの改訂および更新を行います。
DRA ウェブサイト（www.thedra.co.uk）には現行の DRA 公式ルールブックが掲載されており、その後の修正に関する情報も公表されます。

2023 年 1 月 20 日
DRA 理事長
Nigel Mawer

・内容

第1条　管轄権
第2条　本書の定義
第3条　行動規範
第4条　プレイヤーの責任
第5条　一般的な競技ルール
1項　競技運営
2項　スロー
3項　スタートとフィニッシュ
4項　得点
5項　ダーツボード
6項　照明
7項　オッキと競技エリア
8項　大会の競技ルール
9項　競技時における制裁
10項　エントリー
11項　登録
12項　ドロー(抽選)
13項　先攻後攻の順序
14項　試合前の練習スロー
15項　大会でのトーナメントプレー
16項　タイブレーク
17項　服装規程
18項　飲酒
19項　アンチ・ドーピング
20項　改訂と追加
21項　一般的な競技ルールの著作権
第6条　DRA の懲戒権
第7条　不祥事
第8条　懲戒委員会
第9条　懲戒委員会委員長
第10条　調査または聴聞会前の活動停止
第11条　懲罰委員会
第12条　初期手続き
第13条　懲戒手続き
第14条　懲戒聴聞会
第15条　軽微な違反行為に対する異議申し立て
第16条　懲戒委員会の調査結果に対する異議申し立て
第17条　制裁
第18条　軽微な違反の手続上の不正の許容範囲
第19条　訴訟費用
第20条　守秘義務
第21条　準拠法および管轄裁判所
第22条　裁判外紛争解決制度
第23条　統治言語

付録Ａ　DRA 賭博ルール
付録Ｂ　違反行為のカテゴリーの解説
付録Ｄ　DRA アンチ・ドーピング規定

第 1 条 管轄権

（1項） 本規則は、DRA 定款第 17 条と第 18 条に基づき作成され、DRA の理事会メンバー、PDPA 会員および準会員、ならびにプレイヤーおよび本規則の遵守に同意する者（非 PDPA 会員、プレイヤーのマネージャー、代理人等)、もしくはダーツ大会への参加条件として適用されるものとする。

（2項） WDF や他の関連団体によって開催される大会に関しては、関連団体やトーナメント主催者の判断により、別のトーナメント規則が適用される場合がある。その場合、大会の特性や開催地を考慮した規則が適用される。

第 2 条 本書の定義

（1項） 本規約では、様々な語句が使用されていますが、その目的は以下に定義する意味があります。

※注、アルファベット順です。

「**関連団体**」
DRA の規則を採用し、加盟金を支払っている団体をいう。

「**アンチドーピング規則**」
第 5 条 19 項①に規定される規則をいう。

「**裁定委員会**」
裁定委員会の委員長は DRA 理事会により任命され、裁定委員会の委員を 必要に応じて任命し、あらゆる不服申立てに対処する責任を負うものとする。

「**ベット**」
賭け金またはその他の出資を意味する。

「**Bye**」
不戦勝の試合であり、そのプレイヤーまたはチームのみが自動昇格すること。

「**関係者**」
プレイヤーの家族、代理人、マネージャー、同じマネージャーにて管理されている他のプレイヤー、ビジネスパートナーまたは仲間である場合、そのプレイヤーとの関係があるとみなされる。

「**DRA**」
Darts Regulation Authority(ダーツレギュレーション機構)の略で、プロフェッショナルダーツと、それに加盟するダーツ組織の統括団体。また、DRA に加盟する世界中のダーツ団体に対し、監督業務を実施する。

「**DRA 理事会**」。
DRA の定款に規定される DRA の理事会。

「**DRA ルール**」
DRA 定款第 17 条及び第 18 条に基づき DRA が随時作成する規則をいい、本規則集に定めるものを含みますがこれに限られません。
この DRA 公式ルールブック(本書)に記載された規則を含みますが、これに限定されないものとします。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

「大会」
DRA 規則の管轄下で、DRA 規則に従い開催されるダーツの試合イベントまたはトーナメントをいう。
「懲戒委員会」
DRA 理事会により任命され、本規則に従い不正行為の疑いを管理し対処を行う者。
「ダブル」
ダーツボードのダブルエリアのこと(インナーブルを含む)。
「立ち入り禁止区域」
対戦するプレイヤーはオッキの周囲にはっきりとマークされたエリアの外側に居なければならない。
「報酬目的」
ある者が、ある行為によって、その者または他者が直接的または間接的に金銭的またはその他の利益を受けることを調整または合意した場合、その者は「報酬のために」行為する（公式賞金、推薦またはスポンサー契約に基づく契約上のパフォーマンス関連の支払いは除く)、「報酬」はそれに応じて解釈されるものとする。
「ゲームショット」
そのレグでダブルに刺し、得点をちょうど 0 点にして、そのレグを勝利すること。
「駆け引き」
対戦相手の気をそらすことで優位に立つことを目的とした、大会中にプレイヤーが行うすべての行為。
「ゲスト」
プレイヤーや関係者、主催者によってイベントに招待された人のこと。
「マネージャーまたは代理人」
マネージャーまたは代理人の立場で直接、間接を問わずにスポンサー契約を含むあらゆる種類の商取引の交渉や取り決め、またはそれらの執行を代理する人物を意味します。
「マーカー」
試合中にスコアをマークするために主催者によって指名された者で、別称スコアラーとも呼ばれる。
「試合」
ダーツ大会の一環で 2 人もしくは 2 名で 1 チーム(ダブルス)での行う試合のこと。
「試合ボード」
試合が行われるボードのこと。
「軽微な違反行為」
付録 B の該当部分に規定されていない違反行為、及び懲戒委員会委員長が軽微な違反行為でも重大な非違行為でもないと見なす違反行為。
「違反行為」
本規則第 7 条 2 項に特に規定されている行為、不祥事、振舞い、怠慢又は違反を意味する。
「待機場所」
スローを待っている間、スローしていない対戦プレイヤーが立っていなければならない場所。 この場所は、投げているプレイヤーの後方で運営関係者や放送設備を妨害しない位置の立ち入り禁止区域の外側になります。

「オッキ」
プレイヤーが投げることが出来る場所の位置を示している線。
「オフィシャル関係者（競技役員）」
大会の運営関係者のことを指す。
「委員」
DRA 理事会が必要に応じて任命し、DRA のウェブサイトに掲載される、懲戒委員会または第三者懲罰委員会の委員をいう。
「DRA 規則による制約を受ける者」
プレイヤーまたは競技役員として大会に関係する者、DRA の登録代理人として活動する者、登録代理人の役員、従業員、代理人または DRA、PDPA または PDC の役員、従業員、その他 DRA の管轄下で大会の何らかの局面において影響を及ぼすことができる者（全て DRA 規則の適用を受けるものとします）。
「PDC」
Professional Darts Corporation(プロフェッショナルダーツコーポレーション)を意味する。
「PDPA」
Professional Dart Players Association(プロフェッショナルダーツプレイヤー協会)を意味する。
「プレイヤー」
DRA にダーツプレイヤーとして登録されているかどうかを問わず、DRA の規則に基づいて開催される大会または活動に参加するダーツプレイヤー。また、DRA 公認大会において、PDPA 会員または準会員ではないが、大会に参加することにより DRA に制約されることに合意した競技者。
また、PDPA 会員・準会員でなくとも、大会に参加することにより、DRA のルールに従うことに同意し、大会に参加する競技者も同様とする。この場合、ダーツ大会へのエントリー日からダーツ大会終了後の 28 日間に渡って有効とする。
「選手会」
プレイヤーの利益を守るための公式の団体。
「ユニフォーム衣装」
試合中にプレイヤーが着用するユニフォーム衣装およびアクセサリーのこと。
「プロフェッショナル」
趣味としてではなく、賞金やスポンサーシップによる報酬を求めてスポーツに携わる者。
「主催者」
DRA 規則に基づくダーツ大会の全部または一部を主催する団体または個人。
「レフリー(審判)」
大会中、ステージや試合ボードで試合の審判担当をする関係者。
「登録代理人」または「登録管理者」
DRA よりライセンスを受けたマネージャーまたは代理人。
「規則」
適宜改正される DRA が示す定款のこと。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

「スコアラー」
マーカーの定義を参照。
「第 2 レフリー」
ダーツ大会でのレフリーの審判を支援するために主催者によって任命された人
「重大な不正行為」
付録 B の関連箇所に規定されていない不正行為、及び懲戒委員会委員長が重大な性質を有するとみなす他の全ての不正行為。
「ステージマッチ」
床上や複数面ボードでの試合ではなく、ステージの壇上で観客の前で単独で行われる試合を指します。
「除名処分/出場停止処分」
除名処分または出場停止処分に値する者は、DRA のルールの下でのプレー、審判、プレイヤーのマネージメント、主催、管理、観戦、宣伝等を DRA の許可なしに一切行うことができないものとし、その条件は以下の通りです。
「トーナメントディレクター」
大会の運営をするため主催者に指名された人のこと。
「トーナメントオフィシャル」
PDC、プロモーター又は関連団体により任命された、大会の審判を行う者。
「トーナメントルール」
PDC、関連団体、または他の主催者によって定められた、ダーツイベントに関する特定の規則。
「トーナメント会場」
大会が開催される場所のこと。
「滞在時間」
ダーツを投げる為にプレイヤーがオッキにいる時間。
「WDF」
World Darts Federation（世界ダーツ連盟）を表す。

(2項) 各種の語句が性別の一つを表す語は、他の性別を表すものとみなします。
(3項) 各種の語句が一人に適用されるものは複数形または相互を含むものとする。

第 3 条 行動規範

(1項) このルールに当てはまるプレイヤーもしくは人物は、ダーツ界を汚すような発言や行為を行ってはならず、また行わせてもいけません。
(2項) DRA の規則により制約される者は、DRA の利益や立場を害し、または DRA の名誉を傷つけると判断されるような行為を行ってはならない。
(3項) DRA の規則により制約される者は、常に（大会中で有るか無いかを問わず）スポーツ選手としての地位にふさわしい正しい行動を取らなければならない。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

（4項） DRA 規則に従う者は、障害、宗教、人種、肌の色、国籍、民族、性別、性的指向を理由に、他者を脅迫、侮辱、屈辱、または差別するような行為を行ってはならないものとします。

（5項） DRA 規則に制約される者は、DRA ソーシャルメディアのガイドラインを遵守するよう努めるものとします。DRA 規則の制約を受ける者が、公私を問わず、SNS をはじめとする如何なるソーシャルメデイア上で侮辱的、脅迫的、罵倒的なメッセージを送信または投稿することは、不正行為に該当するものとします。これには、公開・非公開に関わらず SNS や掲示板への投稿やメッセージも含まれます。

（6項） DRA の規則により制約される者は、全てのダーツ大会に公平かつスポーツ的に参加し、DRA、PDC、PDPA、WDF およびその他の関連団体または主催者と協力し、ダーツというスポーツの普及と発展に努めなければならない。

（7項） DRA の規則により制約される者は、トーナメントディレクターまたは他の大会関係者の関連する全ての指示を遵守し、それに従って行動するものとします。

（8項） DRA の規則により制約される者は、エントリーした各大会の参加条件を遵守しなければならない。

（9項） 各プレイヤーは、出場する各試合または大会において、自己の能力を最大限に発揮し、全試合を完遂するものとする。なお、勝てる試合を放棄したプレイヤーは、本規則に違反するものとする。

（10項） DRA 規則により制約される者は、ダーツ大会（WDF またはその他の関連団体が主催する他の大会を含む）に関して、いかなる賭けも行わず、試合の局面を調整したり、賭けにより利益を得る目的で内部情報を提供したりしないものとします。このような場合、本 DRA ルールブックの付録 A のベッティングルールが適用されます。

① WDF においては、DRA ベッティングルール付録 A の 2.1.1 項は、WDF の指定大会に参加する者が、そのイベントに参加した時点から、または大会に招待された時点から、その大会が終了するまでのみ適用されるものとします。この場合、参加者は、自分が参加している大会に対してのみベッティングを行うことが禁止されます

（11項） プレイヤーは、大会前または競技中に、試合内で特定のスコアや状況を生み出すこと、または結果に関わらずそれらのプレイヤー間で賞金を分配することを合意してはいけません。

（12項） 大会において、DRA の規定に制約される者は、放送局、主催者またはメディアからの妥当な要求に対し、乱用、無視、拒否をしないものとする。

（13項） DRA の規則により制約される全ての者およびゲストは、大会の試合前、試合中、試合後のいずれにおいても、駆け引き（ゲームマンシップ）と解釈されるような行動を慎むものとします。

（14項） 試合中、プレイヤーは攻撃的な言葉を使用したり、攻撃的な言葉を口にしたり、攻撃的な言葉を発して挑発していると見られるような行為をしてはならない。また、攻撃的なジェスチャーもしてはならない。

（15項） プレイヤーは、どのような状況下でも無謀にダーツを投げてはならない。

（16項） 大会の規則またはトーナメントディレクターにより、プレイヤーに試合のスコアラーが要求された場合にスコアラーを行わないと DRA 規則違反となる。

（17項） 大会におけるゲストは、ゲストを招待した各人の責任であり、ゲストの不適切な行動があった際に、DRA 規約に基づく人がゲストと一緒にいたかどうかを問わず、ゲストの行動に対する責任を負う場合があります。

（18項） 大会に参加している DRA の規則に従う者の行動が、トーナメント規則に違反する場合、または大会の運営を妨げる場合、トーナメントディレクターはその者に直ちに退場を命じ、いつ戻ってきてもよいように勧告することができるものとします。トーナメントディレクターの決定は、直ちに効力を持つ。このような場合、DRA 規則により制約を受けた者は、DRA に報告され、懲戒処分が検討されます。DRA 規則により、トーナメントディレクターまたは他の主催者の代表者から、大会が開催されている会場から退場するよう命じられた者、またはダーツイベントに関する他の指示を受けた者は、直ちに退場しなければならない。

（19項） プレイヤーは、引退もしくは退会しない限りルールに制約され、従うことを要求される。そして、DRA はプレイヤーの引退もしくは退会の前に対処したあとでも必要に応じて訴求を続けることができる。

本項は、PDPA 会員以外の者が DRA 公認のダーツ大会に参加する場合には適用されません。この場合、ダーツ大会に参加した時点から 28 日後までの期間、本規則に従うものとします。

（20項） 会員は、DRA 懲戒委員会または懲戒委員に以下を報告しなければなりません。

① 警察、英国検察庁、英国中央税務局、英国取引基準局などの規制機関（または他の司法管轄区において同様の権力を有する機関）が、犯罪行為に関して調査を行った場合、あるいは厳重注意による事情聴取 を行った場合、逮捕、警告、告発、検挙等を受けた場合は、できるだけ早く、いかなる場合も 7 日以内に報告すること。

② 有罪判決を受けた場合、その判決から 7 日以内にその詳細を報告すること。

③ DRA 規則に違反した場合、または DRA に損害を与え信用を低下させる可能性のある行為を行った場合は、速やかにその旨を報告する

（21項） DRA 規則の制約を受ける者は、DRA 規則を堅く遵守すること。違反した場合、DRA 規則に従って懲戒処分の対象となります。

（22項） DRA は、本規則をいつでも補足修正、変更できるものとします。この変更は公表日から有効となり、DRA 規則の適用を受けるすべての関係者を対象とするものとします。

第 4 条 プレイヤーの責任

（1項） PDPA 会員と準会員は、DRA に登録されたマネージャーと代理人とのみ取引関係を結びます。

（2項） DRA の規則により制約される者が、ダーツマッチの結果や運営に影響を与えるような行為（直接、間接を問わず）を、報酬や利益と引き換えに行うこと（以下「接触」）を求められた場合、その者（以下「通報者」という。）は、可能な限り速やかに、遅くとも当該打診がなされた後又は当該ダーツマッチの開始後 24 時間以内（いずれか早い方）に DRA、トーナメントディレクター又は PDPA に当該打診を報告しなければならない。また、通報者は DRA、トーナメントディレクター、PDPA に対し、当該打診に関して知り得る全ての情報を提供し、当該通報に起因するその後の調査及び措置に協力をするものとする。

（3項） DRA の規則により制約される者は、前項の接触が他者に対して行われたことを知った場合、可能な限り速やかに、かつ 24 時間以内に DRA またはトーナメントディレクターもしくは PDPA に報告しなければならない。

（4項） 4 条 2 項に規定されているこれらの違反を除き、DRA の規則により制約される者は本規則の違反に気づいた場合、その違反に気づいた場合は速やかに DRA またはトーナメントディレクターあるいは PDPA に報告しなければならない。

（5項） DRA の規則により制約される者は、DRA が本規則の規定により実施する調査に対し、DRA に協力するものとします。

① 申し立てられた違反に関する全ての事実関係と詳細経緯を示す書面を提出すること。

② DRA が指定する日時と場所で、質疑応答と当該書面を提出するために同席すること。

③ DRA の規則により制約された者が持つ書類、情報、その他全ての資料を、DRA の要求に応じて提供すること。

④ DRA の規則により制約される者が持っていない書類、情報、その他全ての資料を入手し、DRA の要求に応じて提供すること。

⑤ 申し立てられた違反に関する全ての記録へのアクセスを DRA に提出すること。これには、賭博口座、銀行口座、通話履歴、ネットサービス履歴、SNS アカウント、電子メール、その他携帯電話、タブレット、電子機器、コンピュータのハードディスク等に保存された記録も含まれますが、これらに限ったものではありません。DRA の規則により制約される者は、DRA または代理人による確認のため、これらのデバイスを提出する必要があります。

（6項） 以下の場合を除き、プレイヤーは DRA に登録された代理人との専属代理人契約を締結している間は他の代理人と直接間接を問わずに契約することが出来ません。

① 専属代理人契約の相手方である DRA 登録代理人が、書面により当該プレイヤーに許可を与えている場合。

② プレイヤーと DRA 登録代理人との間の専属代理人契約が、期間満了で終了するまでの期間が 1 ヶ月を切った場合。

（7項） DRA 登録代理人と契約中の PDPA 会員と準会員は、当該プレイヤーが契約期間満了の 3 ヶ月前までは、他の DRA 登録代理人との契約交渉はできません。

（8項） DRA 登録代理人は、他の DRA 登録代理人と契約している PDPA 会員と準会員に対し、当該プレイヤーの契約期間満了の 3 ヶ月前までは、契約交渉はできません。

（9項） 本規約に違反する行動の計画、また他者との契約は本規約違反となります。

第 5 条 一般的な競技ルール

（1項） 競技運営

① プレイヤーは自分のダーツを用意するものとし、ダーツは最長 200mm を超えず、重量も 40g 以下のものとする。またダーツは金属製のポイント、バレル、シャフト、フライトから構成される。

② 下記の項目に該当するダーツは使用不可とする。**注、②は 2024 年シーズン開幕時より施行**

1. ポイント先端から 15mm 以内のポイント表面の一部が、VDI3400 測定器で＃18 を超える粗さを持つポイント。※VDI3400 はドイツ技術者協会規格である
2. ポイント先端から 15mm 以内の面上に、溝や隆起、その他の凹凸があるもの。

（ただし、平行な溝や凹凸は除く）

3. ポイント先端から 15mm 以内の直径又は最大断面積が 2.5mm を超えるもの。
4. ポイントの先端が平らであったり鈍角であったりするポイントやレフリーの判断でボードの表面を傷つけて他のプレイヤーやチームの悪影響があると判断されたポイント。
5. 自身のダーツポイントの使用が許可されているか判断に迷う場合、プレイヤーはトーナメントディレクターにその使用について説明と許可を求めなければならない。

③ 主催者は独自の判断により、大会においてプレイヤー、チームをシードする権利を有するものとします。

④ 全てのプレイヤー、チームは DRA 規則、および DRA または主催者が定める大会規則を遵守し、その中で競技をするものとする。

⑤ 全てのプレイヤー、チームは全ての大会において、主催者の監督、指示に従い競技するものとする。

⑥ 大会中または終了後に本規則に従わないプレイヤーは、トーナメントディレクターの判断でその大会から失格となります。

⑦ もし何らかの事情により、トーナメントディレクターが既に開始されているトーナメントからプレイヤーを失格させた場合、そのプレイヤーは直ちにその旨を報告する必要がある。その決定が下された時点で、そのプレイヤーが対戦中である場合は、その対戦を速やかに中止させなければならない。

⑧ 失格処分を受けたプレイヤーは、失格理由の説明を受ける必要がある。もし異議申し立ての根拠があれば、トーナメントディレクターは最終的に失格処分を行う前に失格となったプレイヤーの言い分を聴取する必要があります。

⑨ 失格となったプレイヤーが試合進行に積極的に関与していて、 失格となった時点で試合が終わってない場合は対戦相手に次の試合が割り当てられ、次のラウンドに進出することになります。

⑩ 失格となった選手が試合を終えて勝利した場合、その選手は直ちに組み合わせから除かれる。これにより、次の対戦相手には次のラウンドへの進出権が与えられる。

⑪ 大会に関する一般的な競技ルールの規則は主催者により判断され、その判断は最終的かつ決定権を持つものとする。

⑫ 競技規則 5 条 1 項⑥に基づいて裁定された情報は、DRA 理事会に報告されて、競技ルールの改正が検討されるものとします。

⑬ この一般的な競技ルールにおいて明らかに規定されてない問題については、DRA 理事会が決定するものとし、その決定は最終確定です。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

（2項）　スロー

① プレイヤーは怪我や身体的障害な状態でない限りは立った姿勢でダーツを投げること。(但し、車イスや補助器具等を使用する場合に至っては例外が認められます。)
② すべてのダーツはプレイヤーの手によって、そしてプレイヤーの手から一度に 1 本ずつ、オーバーアーム方式(肩より上部)でスローしなければなりません。
③ 全てのダーツは、ポイントの先をダーツボードに向かって投げなければならない。このように投げられていなかったダーツは、「違反スロー」とされ、得点計上されません。
④ 不意に投げる動作を始める前に落としてしまったダーツは、拾いあげてプレイヤーのスローすることができる。
⑤ 相手側がボードからダーツを抜き出した時点で、自身のスローが始まったと見なされます。
⑥ 「滞在時間」は、プレイヤーが連続して投げる最大 3 本のダーツで構成されるものです。
以下の場合、3 本のダーツが投げられる前に滞在時間が完了したとみなされる。
1. スロー中に、ダーツボードに刺さっているにダーツに接触した場合。
2. そのプレイヤーの投げたダーツが 3 本以内でレグ、セット、マッチが終わった場合。
3. 当該プレイヤーの投じたダーツが 3 本未満で得点をバーストした場合。
⑦ プレイヤーがダーツを回収する前に、ダーツがはじかれたり、ボードから落ちたりした場合、そのダーツはカウントせず無効となり投げ直しはできません。
⑧ プレイヤーは、試合開始の前にトーナメントディレクターまたは試合審判に知らせていれば、試合中に 3 種類以上のダーツを使い分けることができます。
⑨ プレイヤー自身が最後に矢をスローしたら、次に投げる相手を過度に邪魔しないように速やかにスローしたダーツを回収してください。

（3項）　スタートおよびフィニッシュ

① すべてのダーツイベントでは、各レグでは特定の場合で明記されていない限りは基本的に 501 のオープンインでダブルフィニッシュ(アウト)で得点をゼロにしなければならない。
② 「ブル(インナー)」は 50 点としてカウントし、50 点残りでレグを終了するためにブルは 25 点のダブルとしてカウントする。
③ 「バーストルール」は、必要な数よりも多くの得点をしてしまうことで、プレイヤーのスコアはカウントせず、スロー前の時点のスコアに戻さなければならない。
④ レフリーによってコールされたゲームショットは、投げられたダーツが必要なフィニッシュを達成した場合にのみ有効です。
⑤ レフリーがコールしたゲームショットが無効と宣言された場合、フィニッシュまでの残りのダーツを続けて投げることができます。
⑥ 無効なゲームショットの判断ミスにより、プレイヤーがダーツを抜いてしまった場合は、レフリーができるだけ同じ位置にダーツを差し戻して、プレイヤーにスローを続行させ完結させる事ができる。

⑦ 上記⑤の無効が宣言されると同時にプレイヤーがダーツを抜いてしまった場合は、レフリーができるだけ同じ位置にダーツを差し戻して、プレイヤーにスローを続行させ完結させる事ができる。

⑧ 3 本のダーツが全て投げられた後、レフリーが誤ったスコアをコールした場合、すぐに「ノースコア」とコールを修正し、正しいスコアを反映させるものとする。

⑨ レフリーがスコアをコールした後、またはゲームショットをコールした後、プレイヤーがダーツを抜く前にダーツがボードから落ちた場合、そのスコアまたはゲームショットのコールは取り消され、新しく残ったスコアをコールし直さなければならない。

⑩ ゲームショットを採点した後にプレイヤーが誤って投げたダーツについてはカウントされないものとします。

⑪ 必要なダブルの数字を打ち、 0 点ちょうどにスコアを減らした最初のプレイヤーが、そのレグでの勝者となります。

⑫ 試合の開始と終了に関する全ての問題はレフリーが最終的な決定権をもつ。

（4項） 得点

① ダーツポイントの先端がダーツボードの表面に刺さっているかダブルのワイヤー金具部分の内側に触れている場合にのみ得点としコールされる。そして投げたプレイヤーがボードから刺さっているダーツを抜く事。

② 有効な得点となるダーツは、ポイントの先端がダーツボードの表面に刺さっている、もしくは当たっているエリアの点数が計算される。

③ ダーツは投げたプレイヤーがレフリーによるコールした後、もしくはマーカーが記録した後のみダーツボードより抜くことができる。身体的障害または怪我が理由でボードから自分のダーツを回収できないプレイヤーは、代理の者を指定して、そのダーツを回収してもらうことができる。 その場合、代理の者は両方のプレイヤーの後ろに立たなければなりません。

④ 投げたダーツをダーツボードから抜いた後での得点についての抗議は一切認められない。

⑤ すべての得点記録(スコア)は、次のプレイヤーのスローが始まる前にレフリー、マーカー、プレイヤーが確認しなければならない。

⑥ そのレッグでゲームショットがコールされるまで、得点の誤りはレフリーによっていつでも修正されることができます。

⑦ 誤った得点でレグを勝利した場合、次のレグが開始するまでに訂正されない限り、その結果が有効となります。

⑧ 誤った得点で試合の勝敗が決した場合、両選手およびレフリーが、試合が終了したと判断して競技ボードを離れたとき、その結果は確定したものとみなされる。

⑨ プレイヤーが必要とする得点(残り点数)はスコアボードに表示され、プレイヤーとレフリーの前にあるボードの高さではっきり見える様にスコアボードに表示されなければならない。

⑩ レフリーは、ダーツ競技を行う際、上記の一般競技ルールに関する全ての事項について審判を行うものとし、必要であれば、試合の最中に判断を伝える前にスコアラーや他の競技役員と協議を行うものとする。

（5項） ダーツボード

① トーナメントディレクターは、本ルールおよび特別な大会ルールに則り、使用が許可されたダーツボードで試合が行われることを確かめる義務があります。
② ダーツボードはすべてブリッスルタイプで直径 451mm のサイズで統一すること。
③ すべてのダーツボードは 1-20 クロックパターンでなければいけません。
④ 内側の狭い列はセグメント番号の 3 倍(トリプル)です。
⑤ 外側の狭い列はセグメント番号の 2 倍(ダブル)です。
⑥ センターリングの外側は 25 点(アウター)です。
⑦ センターリングの内側は 50 点(インナー)とし、ブルと呼びます。
⑧ トリプルとダブルおよびセンターリングを仕切るワイヤー、およびスパイダーは表面に設置され、ボードの表面に対して平らで段差や割れがない状態であること。
⑨ ダーツボードは、床(オッキと同じ高さ)から垂直にブルの中心までの高さが 1.73mとなるように固定されなければならない。
⑩ ダーツボードは２０のセグメントの色が黒色で、かつ上部に位置しなければならない。
⑪ これらの一般競技ルールに従い、トーナメントディレクターは要望の有無を問わずに、いつでもダーツボードの交換を判断することができる。これに加え、プレイヤーまたはチームキャプテンは、試合中にダーツボードの交換を要求する権利があります。この要求はレフリーまたはオフィシャルによって検討され、交換が必要と判断された場合には交換が行われる。相手側プレイヤーまたはチームキャプテンがボードの交換に異議を唱えた場合、その決定はトーナメントディレクターの判断で最終決定となる。ダーツボードの変更は、レグの開始前、終了後、または休憩時にのみ行なわれるものとする。
⑫ ダーツボードの変更および調整は、オフィシャル関係者が行うものとする。
⑬ 他のダーツボードの使用は、DRA または大会主催者の事前承認がある場合のみ使用できる。

（6項） 照明

① 大会におけるすべてのダーツボードは、各ダーツボードで適切に配置された照明器具(11～13 ワットの LED または同等の最小輝度)によって十分に点灯されなければならない。
② ステージ決勝で使用されるダーツボードは適切に配置された照明器具（2 個で 11～13 ワットの LED または最小輝度の同等クラス）によって十分に点灯しなければならない。
③ すべての照明器具は、可能な限り遠ざけて、オッキの前に立っているプレイヤーの目に直接光が入らないよう可能な限り光をそらす配慮しなければならない。

④ ステージ決勝においては、「ステージ全体の照明」と「スポットライト」の使用により、照明のレベルを一般的に明るくすることができる。ただし主催者、トーナメントディレクター、レフリーの意見を取り入れ、対戦中のダーツボードに影が発生しない用に調整すること。

（7項） オッキと競技エリア

① オッキは高さ 40mm、奥行き 20mm 長さ 500mm を超えるもので、ダーツボードから垂直に垂らした場所から、設置されたオッキ後方までの 2.37m の位置に設置されなければならない。

② 床が隆起しているプレイエリア(体育館施設等)にオッキが設置される状況において、プレイエリアが隆起している場合、ダーツボードに対して中央に配置されるようオッキを構築しなければならない。オッキの最小幅は 1200mm 以上、オッキの後部の立ち位置エリアの最小深さは 1200mm 以上でなければなりません。

③ 試合中、プレイヤーは設置されたオッキ自体を踏んではならず、オッキ後方に前足を踏んでプレイヤーはダーツを投げなければならない。これに違反した場合は投げたダーツはカウントせず、得点は無効となります。

④ 設置したオッキの両端から投げることを望むプレイヤーは、オッキから延びる架空の線の後ろに足を位置しなければならない。その位置はレフリーによって調整、決定される。これに違反した場合は投げたダーツはカウントせず、得点は無効となります。

⑤ 大会前に、トーナメントディレクターと PDPA 代表者（もしいれば）が、オッキと競技エリアの寸法を確認する。 オッキと競技エリアの寸法の調整は、指定されたオフィシャル関係者によってのみ実施されるものとする。

⑥ 立ち入り禁止エリアが設定されている場合：

1. 明確に標示されオッキの両側に少なくとも 300mm とオッキの後ろに少なくとも 900mm の大きさであること。
2. スローが終わったプレイヤーはダーツを回収した後、できるだけ早く右回りで立ち入り禁止エリアを出なければならない。
3. スローしていないプレイヤーは、スローしている対戦相手が最後のスローを放つまで、対戦プレイヤーの後ろや横側の立ち入り禁止エリアに入ってはならない。
4. 投げていないプレイヤーは、ダーツを回収した後、相手プレイヤーが立ち入り禁止区域を出るまで自分のスローを開始してはいけない。
5. 立ち入り禁止区域がない場合、投げていないプレイヤーは対戦相手のスロー中は、最低でも 60cm 以上後ろ側に立たなければならない。

⑦ 第 2 レフリーが指名された場合、その権限はステージ審判の権限と同様になります。 特に第 2 レフリーは、得点の修正、立ち入り禁止エリア、およびステージ審判員の目の届かない部分の行動全般を監督します。レフリーには決定権があり、第 2 レフリーの役割はレフリーの補佐と助言をすることである。

（8項） 大会の競技ルール

① 特に記載がない場合、大会はノックアウト（勝ち抜き）方式で行われます。

② 特定の大会ではラウンドロビン方式で行う場合があります。
（各プレイヤー、またはチーム戦におけるすべての対戦で）

③ 大会中の一般的な競技ルールに関連する全ての事項に関する判断は主催者が行い、その判断を最終決定とします。

④ 全てのプレイヤーは、これらの一般的なルールの範囲内で必要に応じて、主催者とプレイヤーとの間での正式な書面または電子文書にて定められた大会規則のルール内でプレーするものとします。

（9項） プレーの制裁

① 大会でのマッチプレー中、次のような場合、レフリーまたはトーナメントディレクターによって制裁処置が与えることができる。

1. 執拗な駆け引き。
2. 攻撃的または破壊的な行動。
3. 身体への接触。
4. 目に見えるまたは口に出してのわいせつ行為。
5. レフリーが対戦相手に警告を発するように促すこと。
6. ダーツボード、その他の舞台装置へのいたずら。
7. ダーツのゲームとしての信用を損なう行為。

② 上記①で規定されている状況が発生した場合、レフリーまたはトーナメントディレクターは上記①に記載された状況を確認する。

1. 最初に、該当プレイヤーに正式な警告を発する。
2. その行為が続くか、上記①に規定された他の行為が発生した場合には 2 度目の警告を行い、該当プレイヤーが更に行動を続けるのであれば、そのレグを制止すると通告されます。
3. まだ行為が続く場合はプレイヤーの進行中のレッグ、または決着したばかりの直前のレッグを制止され、該当プレイヤーは試合を失格になること警告されます。
4. それでも行為が続く場合、プレイヤーは試合を失格になります。

③ プレイヤーが試合中に対戦相手または他の人に激しい身体的な接触をした場合、試合開始時にステージまたは競技エリアに入ったときから出るまでの如何なる時点で試合終了後にレフリーまたはトーナメントディレクターは直ちにそのプレイヤーを失格とし、プレイヤーを会場から退場させるものとする。

（10項）エントリー

① 大会への参加は、主催者の独自の判断により行われるものとします。

② エントリーフォームに名前が明記されたプレイヤーのみが、関連する大会に参加する資格を

有するものとします。

③ プレイヤーは各大会において複数のチームの一員としてプレーすることは出来ません。

④ プレイヤーまたはチームが大会にエントリーし、主催者がこれを受理した場合、その大会に関連するプレイヤーまたはチームがこれらの一般的な競技ルールを解釈したとみなされます。

⑤ エントリーした大会をキャンセルする場合、プレイヤーは主催者または PDC に対し、キャンセルの理由を明記した書面を締切日前に提出しなければならない。参加費の払い戻しを希望する場合は、医師の診断書（自己申告は不可)、または家族の重篤な問題があり、それを証明する証拠がある場合のみ認められる。

1. エントリーしたものの、大会への参加を断念した、あるいは大会への参加を取りやめたいと考えたプレイヤーは、速やかに主催者/PDC に通知する必要があります。PDC プロツアーまたは PDC プレミアイベントにエントリーし、締切日以降に参加を取りやめたプレイヤーは、PDC オーダーオブメリットルールに規定された DRA から標準的な罰金を受け、違反するたびに増加し、出場停止になることもあります。
2. 参加取り消しによって他のプレイヤーが被害を受けない場合（参加人数に上限がない大会や、該当プレイヤーの組み合わせが他のプレイヤーや大会に影響を与えることなく埋められるイベントなど)、DRA は独自の判断で制裁を課さないことができます。

（11項）登録

① 全てのプレイヤーは、主催者により事前に指定した日時に各大会の登録するものとします。

② 通知された日時までに登録しなかったプレイヤーは例外的な状況を除き、トーナメントディレクターの決定によって、そのダーツイベントから除外することができる。その場合、参加費の払い戻しはされません。

③ 決められた試合時間、またはレフリーがゲームオンを告げる時点にも関わらず試合ボードに来ていないプレイヤーまたはチームは、例外的な状況でない限りはトーナメントディレクターの決定によって、そのレッグ、セット、または対戦の放棄とみなします。その場合、参加費の払い戻しはされません。

④ 主催者は、必要に応じて試合開始時間と大会の試合のフォーマットを変更する事が出来ます。

（12項）ドロー(抽選)

① 主催者が大会のドロー(抽選)を行うものとし、ドローが行われると、欠場者によってバイが作成された場合でも変更は行われません。

② 大会に出場するにあたり個人のプレイヤーの代理での参加は大会の競技ルールで許可されている場合を除き認められていません。

③ チーム戦においては、当該大会のトーナメント規則で代替メンバーを使用することが認められている場合、またはやむを得ない事情によりプロモーターの判断で認められた場合を除き、第１ラウンド以降の交代要員は認められません。

（13項） 先攻後攻の順序

① 先攻後攻の順序は、競技ルールで特別な定めがない限りはトーナメントディレクターによって定められた方法で、ブルへのスロー(以下、ミドルと略)によって決定されるものとすることが推奨されます。※ミドルはソフトダーツではコークと呼ばれています。

② ミドルの勝者はその試合での最初のレッグまたはセットとすべての奇数レッグに先攻を選ぶことができ、先攻を選択した後のすべての奇数レッグまたはセットにて先攻でスローことを選択するものとします。

③ 先攻後攻が正しくプレーされていない場合は、それぞれのレグを中断してから、正しい先攻後攻の順序を使用して再スタートしなければなりません。

④ すでに誤った試合の順序でレグが終了した場合は決定された結果は結果として成立としますが、次のレグからは正しい先攻後攻の順序にて開始して下さい。

⑤ インナーブルまたはアウターブルに刺さっているダーツは投げたプレイヤーによって対戦相手がダーツを投げる前に、抜かなければなりません。インナーブルまたはアウターブルに刺さったダーツだけが、先攻後攻の順の決定に数えることができる

⑥ ボードからダーツがはね返った場合またはスロー中にボードから落ちた場合、プレイヤーは、ボードに残るまで、さらにダーツを投げるものとします。

⑦ ミドルで投げて刺さったダーツが同場所である場合は、両方のプレイヤーが自分のダーツを回収し、一方のダーツがインナーブルに近づくまで、先攻と後攻を入れ替えて再び投げるものとします。

（14項） 試合前の練習スロー

① 各プレイヤーは、試合開始前に割り当てられた試合ボードで投げられる練習スローは指定された数を投げる権利があります。他の練習スローは、レフリーまたはオフィシャル関係者の事前の了解や指示なしに、試合中に投げられません。練習スローの回数が指定されていない場合は3スロー(9本)です。

② ラウンドロビンイベントでのプレイヤーの練習スローは、2回目以降の試合ボードでは、1スロー(3本)以内でなければなりません。

③ 大会において、主催者はプレイヤーのために練習用ボードを提供することができる。

（15項） 大会でのトーナメントプレー

① 大会での試合で全てのプレイヤーは、主催者および指名されたオフィシャルのトーナメントディレクターの指示の下で試合するものとする。

② トーナメントディレクターの了解がない限りレフリー、マーカー、プレイヤー、スコアラー又はプレイヤー以外の人は競技エリア内に立ち入ることができません。競技エリアは各大会

のトーナメントディレクターが決定します。

③ 「ステージ決勝」では、プレイヤーはステージオフィシャルのディレクターの指示の下で対戦を行い、スローの間は待機エリアに立つものとします。

④ 試合中はすべてのプレイヤーは対戦相手のスロー中は沈黙しなければならない。対戦相手のスローは、他のプレイヤーがボードからダーツを抜いた時点から開始されたと見なされます。

⑤ その時に進行中の試合に関してレフリーに対しての適切な方法で質問や抗議のすることは相手のスローが終わってから行うものであり、条項④の違反を意味するものではありません 。

⑥ オッキの前に立つ(スローしようとしている)プレイヤーは得点または残りの点数についてレフリーに聞くことができます。しかし、どのようにアレンジしてフィニッシュするかについては教えることができません。残っている点数が正しいかどうかを確認することはプレイヤーの義務です。

⑦ チーム戦において、プレイヤーが交代で投げる場合、投げる順番は、そのレグ、セット、マッチのいずれか当てはまる最初のスローの前に決めて、マッチボードに表示されなければならない。

⑧ 抗議は、得点違反と疑われる時に競技係員に申し立て、レグ、セット、マッチの続行が認められる前にその場で判定を受けなければならない。 尚、試合終了後の抗議は一切、受け付けられません。

⑨ プレイヤーの器具(ポイント、シャフト、フライト)が破損した場合、またはスロー中に紛失した場合、プレイヤーは、それらの修理または交換をレフリー伝え、一定の時間の間に修理または交換することができます。

⑩ レフリーが設定した制限時間は、レフリーの許可を得た場合に限り、試合中に例外的にプレイヤーが競技エリアを出る必要がある場合に認められる。この「例外的な状況」の判断は、レフリーに一任する。

（16項） タイブレーク

① 大会では、プロモーターの判断によりタイブレークが採用されることがあり、事前にトーナメントルールに記載されている。

② 最後のレッグではタイブレーク時にどのプレイヤーが最初にスローするかをブルが決定するためのスロー(ミドル)はありません。試合のオープニングレグで最初に投げたプレイヤーは、最後のレグのタイブレーク状況で最初に投げます。試合の最終セットの最後のレグを獲得したプレイヤーが、その試合での勝者です。

（17項） 服装規程

① プレイヤーはジーンズを着用してはなりません。ジーンズスタイルに加工されたデニムやコーデュロイ素材のズボンやスカートを着用してはなりません。プレイヤーが試合前にトーナメントディレクターから許可を得ない限り、カジュアルな靴での参加は認めない。この制限

は、様々な形態のアクティブなスポーツウェア、レジャーウェア、トレーニングウェアにも適用されます。服装の最終決定はトーナメントディレクターに委ねられます。

② 頭部への被り物は宗教上の理由や医学的な理由よるものを除き、プレイヤーからの書面による申請に基づくプロモーターの事前許可なしに頭部への被り物はできません。

③ プレイヤーは主催者の判断による場合を除き、プレイヤーの紹介、ステージでの対戦、メディアの出演、プレゼンテーションにおいて、承認された服装の上に何かを着用することは許されません。

④ プレイヤーは、試合前のミドルでのスロー中またはマッチプレー中にイヤホンまたはヘッドホン、ヘッドホン型のイヤーディフェンスを着用することは許可されていません。耳栓の使用は許可される。

⑤ すべての大会に参加しているプレイヤーの服装は、主催者の承認が必要となります。承認を受けてない服装では、そのプレイヤーの紹介、ステージ上での対戦、インタビュー、プレゼンテーションに参加する前に承認できる服装に変更しなければなりません。

⑥ 主催者が要求する服装を拒否したプレイヤーは、その試合で失格になり、DRA理事会に報告され、懲戒手続きが検討されるものとします。

（18項） 飲酒

① 大会開催中はプレイヤーやオフィシャル関係者はアルコール飲料を決められたエリア外で飲んだり、エリア外に持ち出してはならない。

② 上記①に違反したプレイヤーは、試合で失格処分になる可能性があり、DRAに報告され、懲戒手続きが検討されるものとします。

③ DRAまたは主催者は飲酒がダーツのスポーツとしての活動に悪影響と考えられる場合、管轄下の大会においてアルコール飲料の摂取を禁止することができる。

（19項） アンチ・ドーピング

① DRAはダーツというスポーツに関してアンチ･ドーピング体制を採用しています。これらに関連する規則は付録Dに記載しております。

② アンチ･ドーピングに関するルールと規制を守りプレーする精神は個々のプレイヤーの責任ですが、DRAはプレイヤーが公平にプレーを行えるように支援する役割を担います。
DRAは、規制の枠組みの影響に関連して支援することができる担当者を組織内に設けています。

（20項） 改訂と追加

① DRA及びDRA理事会が必要と判断した場合には、いつでも本一般的な競技ルールの一部または全部を追加または修正することができます。

（21項） 一般的な競技ルールの著作権

① これらの一般的な競技ルールの全内容はDRAの著作物であり、著作権所有者へ書面での事

前通達なしに、一部または全ての転載、複写、複製、または再発行を行うことはできません。

② 大会がDRAの管轄外で開催されている場合、その大会の主催者は、エントリーフォームや要項に「DRA一般競技規則が適用されます」と記載することに同意する場合があります。この同意は、DRA理事会に書面にて申請することにより得られるものとする。

第 6 条 DRA の懲戒権

（1項） DRA 理事会は、DRA 定款第 17 条及び第 18 条に基づき、DRA の規則により制約される者が DRA の規則に違反した場合、以下の権限を有するものとします。

① DRAの規則により制約される者をDRAの規則違反で告発すること。

② DRAの規則により制約される他の者、またはDRAの規則により制約される事項に関して規則上責任を負う者から、DRAの規則に制約される者またはプレイヤーがDRAの規則に違反したことに対する苦情を聴取すること。

③ 告発または苦情を聴取し、DRAの規則により制約される者がDRAの規則に違反したか否かを判断すること。

④ 告発または聴聞に先立ち、本規則第10条に従い、DRAの規則により制約された者を DRAの公認大会から直ちに退場させることができる。

⑤ DRA規則に制約される者が DRA規則に違反した場合、除名（DRAの会員資格、DRAイベントが開催される実際の地域からの除名を含むがこれに限定されない）を含む懲戒処分を行うこと。

⑥ 告発、苦情、懲戒処分の決定に対する異議申立てを聴取すること。

⑦ 告発、苦情または異議申立てを、公正な手続きに基づく裁判外紛争解決手段による解決に委ねること。

⑧ DRA規則に従い、本規則に基づくDRA理事会の権限行使の手続きについて規則を作成すること。これには、懲戒委員会によるDRA規則により制約された者の権利や特権の取消、変更、停止に関する権限の行使を規制することを含みますが、これらに限定されるものではありません。

（2項） DRA 理事会は、定款第 17 条および第 18 条により付与された懲戒権を以下の通り委譲するものとします。

① DRA 理事会は、適切な能力を有する者を懲戒委員として指名し、その役割は、DRA への照会事項を検討し、当該照会事項を審査、調査し、軽微な違反行為の場合には決定を行うことです。

② 上記①に基づき懲戒委員が処理しない事項については、重大な違反行為の場合は DRA の懲戒委員会が、軽微な違反行為の場合は懲戒委員会の委員長が単独で処理するものとします。また、懲戒委員会委員長は、（重大な違反行為の場合）本件を第三者委員会に委ねる権限を有します。

③ 異議申立ては、以下の 15 条及び 16 条の規定に従って決定されるものとします。

（3項） 懲戒手続きの仕組みは、本規則の付属 D に記載される図に示されるとおりです。

第 7 条 不祥事

（1項） 当該事件発生時に DRA の規則により制約されていた者が、下記 2 項に定める違反行為を行ったと判明した場合、下記規則 17 に定める制裁を科すことができるものとします。

（2項） 本懲戒規則において、以下の事項は「違反行為」に該当するものとします。

① DRA の定款に違反した場合。

② DRA の規則に対する違反（これらに限定されません）。

1. ドーピング禁止規則違反の場合。
2. PDC または DRA 関連団体との契約に関して、プレイヤーが義務に違反すること。
3. プロスポーツ選手としての地位から生じる契約（PDC または DRA 関連団体との契約を除く）に関して、プレイヤーによる義務違反が証明され、その違反が裁判を通じて立証された場合。
4. その他、懲戒委員会、その委員長の妥当な判断により、プレイヤー及びスポーツとしてのダーツの信用を失墜させる可能性のある行為又は義務違反があった場合。
5. 本規則に従い、懲戒委員会、懲戒委員会委員長、又は異議申立て委員会に対し、完全かつ真実の情報、または証拠を提供しないこと。
6. 本契約に基づく決定を支持、認識、順守、または遵守しない場合。

③ 違反行為は、以下の 3 つのカテゴリーのいずれかに該当します。

1. 軽度の違反行為。または、
2. 中度（軽度でない）違反。または、
3. 重大な違反行為。

（3項） 後に DRA の規則により制約されることとなる個人の行為または過失であって、その個人が当時の DRA の規則により制約される者であったならば、その行為または過失は違反行為に該当したものとみなされます。

第 8 条 懲戒委員会

（1項） 懲戒委員は本規則第 6 条 2 項①に定める懲戒問題に対する責任があり、理事会により任命される。

（2項） 違反行為の申し立てを調査すること、またはその監督下で調査を開始することは、懲戒委員の責任である。

（3項） 当該調査の終了後、懲戒委員は、調査を終了させるものとします。

① 審議対象ではないと決定する。または、

② 答弁する案件があり、申し立てられた違反行為が軽微な違反行為であると判断した場合、又は規則に制約される者が違反を完全に認めた場合には、単独で審理を行う。当該聴聞のいずれかの段階において、当初軽微な違反行為とみなされたものが、実際には軽微ではない違反行為又は重大な違反行為に相当することが状況又は証拠により示された場合、懲戒委員は聴聞を直ちに中断し、当該事案を DRA 懲戒委員長に委ねるものとする。または、

③ 軽微な違反行為でないと判断した場合、又は軽微な違反行為であっても戒告や罰金は妥当でないと判断した場合、DRA 懲戒委員会に事案を委ねること。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

（4項） 懲戒委員会に委ねられた場合、懲戒委員は DRA を代表して説明する役割を担います。

第 9 条 懲戒委員会委員長

（1項） 懲戒委員会の委員長は規則 6 条 2 項②に定める懲戒問題に対する責任を有し、DRA 理事会により任命されるものとします。

（2項） 懲戒委員会委員長は、委ねられた事件の処理を決定する責任を負うものとします。これには、本規則に従った懲戒手続きの進行、懲戒委員会の聴聞会の議長、懲戒委員会の議長として他の人間を指名すること、第三者懲罰委員会に事件を委ねること、並びに必要に応じて懲戒を決定すること等の職務が含まれます。

第 10 条 調査または聴聞会前の出場停止

（1項） 懲戒委員会は通常、DRA の規則により制約される者に対する苦情を検討した上で、当該者に活動停止を課す権利を行使します。ただし、DRA の理事長、または理事長が不在の場合は懲戒委員会の委員長は、申し立てられた苦情が重大であると判断し、場合によっては聴聞会に先立って、当該 DRA 規則に基づく者を DRA 公認大会から直ちに棄権させることができるものとします。

（2項） DRA の規則により制約される者は、活動停止を決定した者により、その決定内容と理由が書面にて通知されます。

（3項） 上記の方法で活動停止処分を受けた DRA の規則により制約される者は、活動停止処分の通知から 14 日以内に、DRA に対し異議申立てを行うことができます。異議申立ての理由を明記した上で、書面により申立てを行なってください。異議申立ては、上訴委員会の委員長が書面により検討します。この委員長の決定は確定的なものとします。異議申立てが不成立となった場合、上訴委員会の委員長は、異議申立て者に対し、手数料の支払を命ずることができます。

第 11 条 第三者懲罰委員会

（1項） 第三者懲罰委員会は DRA 理事会によって任命されるものとします。懲罰委員会は、DRA 理事会のメンバーであるか否かを問わず、委員長（通常は懲罰委員会の委員長に任命される）及び他の 2 名の個人（DRA 理事会のメンバーであるか否かを問わない）で構成されるものとします。

（2項） DRA 理事会は第三者懲罰委員会委員長が活動できない場合に活動するための代理の懲罰委員会委員長を任命するものとします。

（3項） 第三者懲罰委員会の委員長は、以下のいずれかを決定し、いずれかの方法により、懲罰の審理を行うか否かを決定する権利を有します。

① 第三者懲罰委員会の委員長が単独で行う場合。
② DRA の懲戒委員会。
③ 第三者で編成された委員長による DRA 懲戒委員会。または、
④ 第三者による専門委員会。

（4項） 第三者懲罰委員会の委員長は、懲戒委員から委ねられた、重大な違反行為に該当しない全ての懲罰事案について、単独で決定することができる。単独で行われる聴聞のいずれかの段階において、状況又は証拠が重大な違反行為に該当する可能性を示す場合、委員長は、直ちに聴聞を中止し、必要に応じて上記②、③、④に基づく聴聞を招集するものとします。

（5項） 第三者懲罰委員長が上記 3 項④の適用を決定した場合、第三者懲罰委員長は、DRA 理事会に対し、第三者専門委員会の委員長を適切に指名するものとします。指名された者は、単独審理、または自身の判断で最大 2 名の委員を指名して、当該案件を審議する権利を有します。

（6項） 第三者懲罰委員会が案件を審理するために開催される場合、定員は 2 名とする。

（7項） 本規則第 15 条および第 16 条に基づく異議申立てを審議するために、上訴委員会を設けるものとする。上訴委員会の委員長は、必要に応じて DRA 理事会が任命し、上訴委員会委員の手配を行い、懲戒委員会の委員長または懲戒委員会による調査結果に対するあらゆる異議の申し立てに対応する責任を負うものとします。

（8項） プレイヤーまたはその他の関係者が出席できない場合、または懲戒委員会の権限で代理人が参加できない場合は音声またはビデオ会議で聴聞会を開くことができます。プレイヤーまたはその他の関係者、またはそれらを代表する人は、聴聞会の全部もしくは部分的に参加することができます。

第 12 条 初期手続き

（1項） DRA が書面による苦情を受けた場合、または DRA の規則により制約される者が DRA 規則に違反した可能性があると判断した場合、懲戒委員または関連団体の同等の者は、その問題を検討し、次のことを行うことができるものとします。

① 問題を処理しないと決定する。

② 当事者に手紙を送り、苦情や問題の内容についての意見を求める。

③ DRA の規則により制約される者またはその他の人物と、苦情の内容について面談するよう調整する。

④ 申し立てられた違反の状況について、完全な調査を行うよう指示すること。

⑤ DRA の規則により制約される者に対し、違反行為を告発し、付録 C に記載された DRA の懲戒機能の適切な段階での処分を委ねる。（これは上記②と組み合わせても構いません）

⑥ 裁判外紛争解決手続きに委ねる（下記第 22 条を参照）

（2項） DRA の規則により制約される者が告発された場合、登録されたメールアドレスに電子メールを送信すること、または書状を登録された住所に送付することにより、通知が送達されたものとみなされます。登録された住所とは、本 DRA の規則により制約される者が PDC、DRA、PDPA、WDF または適切な関連団体に登録した住所とします。本規則により制約される者は、自らの連絡先が最新のものであり、DRA、PDC、PDPA、または関連団体に正確に記録されていることを確認する責任を負うものとします。

（3項） DRA の規則により制約される者は、文書で苦情を通知され、公聴会や別の解決策を講じる前に、14 日以内に回答する機会を与えられます。

（4項） DRA の規則により制約される者は、例外的な状況が証明されない限り、14 日以内に誠実かつ完全な回答をする義務を負います。誠実かつ完全な回答がない場合、違反行為とみなされる場合があります

（5項） 懲戒委員又は関連団体に所属する同等の者は、苦情の処理方法について結論を出す前に、あらゆる適切な調査を行い、適切と思われる範囲の助言を求める権利を有するものとし、適切と思われる場合には、法的助言を含む外部の専門家の助言を求めることができるものとします。

（6項） 懲戒委員又は関連団体に所属する同等の者が、当該事項に関してこれ以上の措置をとるべきではないと判断した場合、DRA の規則により制約される者にその旨通知されるものとします。

第 13 条 懲戒手続き

（1項） 懲戒手続きが関連団体に関わる場合、関連団体は、本規則に基づく懲戒処分のために DRA に事案を照会し、またはその団体に代わって異議申立ての手続きを行うことができます。

（2項） 関連団体が DRA の懲戒手続を利用しない場合、DRA は関連団体に以下の義務を課すものとします。

① 関連団体が DRA 規則を遵守すること。

② 第 8 条～第 14 条に概説されている DRA の懲戒手続に密接に従った手続を規則で定めること。

③ DRA の懲戒委員に相当する人物を指名し、指名された人物の氏名を DRA に通知し、今後指名された人物に変更があった場合はその旨を通知すること。

④ 懲戒問題を扱う専門委員会を設置し、その過程と結果を十分に報告し、委員会の構成員の氏名を DRA に通知し、委員会の構成員に今後変更があった場合はその旨を通知すること。

⑤ DRA の異議申立てに類似した異議申立ての手続きを行う予定であること。

（3項） 関連団体がプレイヤーを DRA に報告する場合、DRA は以下を行うものとします。

① 関連団体が主張する証拠を入手する。DRA 懲戒委員会に対し、主張された状況および規則違反に関する報告書とともに、その報告書を提出すること。

② 異議申立ての場合、関連団体は、元の懲戒委員会が検討した証拠、委員会が提出した資料及び調査結果を送付します。

（4項） 違反行為が軽度なものであり、かつ関係者がその回答において違反行為を完全に認めた場合、懲戒委員又は関連団体の同等の者は、その判断により、本件を書面にて検討することができる。ただし、本規則に従い、プレイヤーのダーツ大会への出場停止、および 1,000 ポンドを超える罰金と費用を課すことはできないものとする。

（5項） 違反行為が一定の罰金を伴う場合や 素行不良による違反の場合は、直ちに課されることがあります。

（6項） 懲戒委員又は関連団体のこれに相当する者は、公開聴聞会を開催すべきであると決定した場合、関係者に対し、公開聴聞会を開催する旨及びその告発を明記した書面を送付するものとします。

（7項） 聴聞会の 14 日前までに、DRA の規則により制約される者に対し、懲戒委員会から書面により以下の事項が通知されるものとします。

① 聴聞会の日時と会場。

② 審議されるすべての告発および苦情の詳細と、その根拠。

③ DRA の規則により制約される者が、以下のいずれか 1 つ以上を行うことができること。

1. 聴聞会に出席して発言する。
2. 聴聞会の際または聴聞会に先立ち、懲戒委員会に対し、本件に関する書面による申立書を提出すること。
3. 聴聞における代理人を確保すること（代理人の確保により聴聞を遅延させてはならない）。

(8項) 関係者が出席を希望しない場合又は関係者に代わって出席することを希望しない場合、懲戒委員会は、その裁量により、音声会議又はテレビ会議により聴聞を行うことができる。この場合において、関係者又は関係者の代理人は、自身の事案に関連する聴聞の全部又は一部に参加することができる。

(9項) 本規定に基づく職務を遂行するにあたり、懲戒委員会は、その手続を規定する広範な判断力を有するものとする。この権限の範囲を害することなく、懲戒委員会は、次の各号のいずれかを行うことができる。

① 証拠と手続きに関する事項を決定することができる実質審理に先立つ事例管理の審理に出席するよう当事者に命じること。

② 本懲戒規定に定める期限を延長または変更すること。

③ 審理予定日前から審理中にかけて、さらなる証拠提出のための時間を確保するため、その他理由により、審理を一時中断すること。

④ 事件処理、その他の中間または延期された審問の経費を支払うよう当事者に命令すること。

⑤ 当事者または証人に直接質問する。

⑥ 証拠として認められない、関連性がない、指示に従わないという理由で証拠を排除すること。

⑦ 手続の実施に関して適切な指示を与えること（審理の前、開始時または期間中を問わない）。

⑧ 当事者その他 DRA の懲戒管轄に服する者に対し、他の当事者又は懲戒委員会に対し、事件に関わる文書その他の資料を開示するよう要求すること。

第 14 条 懲戒聴聞会

(1項) いかなる申し立てに関しても、その証明の責任は DRA にあり、証明の基準は、可能性の均衡（すなわち、違反行為が発生した可能性の方が高いかどうか）に基づくものとします。

(2項) 懲戒委員会において証拠を提出する者は、完全で真実な証拠を提出する義務を負います。

(3項) 懲戒委員会は、厳密な証拠規定に従う義務を負わないものとします。 懲戒委員会は、公正な判断を下すために、適切と考える証拠を認め、あらゆる状況において適切と考える証拠の価値を認めることができる。

(4項) 告発又は苦情を処理するための懲戒聴聞会では、委員会は、以下を行わなければなりません。

① DRA の規則により制約される者とその許可された代理人に、口頭で意見を述べる機会を与えること。

② DRA の規則により制約される者が、本人に代わって委員会に提出した書面による申し立てを審議すること。

③ DRA の規則により制約される者が、DRA の規則に違反したか否かを判断すること。

④ DRA の規則により制約された者に課される制裁を決定すること。

(5項) 懲戒委員会は、最終的な決定を行った後、その決定を聴聞時又はその後可能な限り速やかに、決定の対象となる者に書面により通達するものとします。

(6項) 懲戒委員会の決定は、第 15 条に定める異議申立ての権利に従い、DRA の決定とみなされ、最終的なものとなり、規則の他の規定を損なうことなく、罰金または経費に関する命令は、債務として執行可能であるものとします。

第 15 条 軽微な違反行為に対する異議申し立て

(1項) 違反行為に関する問題が本 DRA 規則に基づいて懲戒委員会により処理された場合、当該関係者は、その結果を知らされた日から 14 日以内に、DRA に対して書面で異議申立てを行うことができます。

(2項) 異議申立ては、懲戒委員会の委員長が審議するものとします。異議申立ては、DRA の規則により制約される者またはその代理人からの異議申立てのための書面による意見を参考にしながら、審査によって行われます。懲戒委員会委員長が例外的な状況であると判断した場合を除き、異議申立ては書面審査により行われ、正式な聴聞会は開催されません。懲戒委員会委員長の決定は、最終的なものとし、それ以降、異議を申し立てる権利はないものとします。

(3項) 本条に基づき、異議申立てを行った場合、懲戒委員会の委員長は、懲戒委員が当初課したものより重い制裁を課すことができるものとします。

(4項) 懲戒委員会の委員長は、不成立となった当事者に対して経費の支払を命ずることができます。

第 16 条 懲戒委員会の調査結果に対する異議申立て

(1項) DRA の規則により制約され、DRA が提起した訴訟手続きに従う者は、懲戒委員会（またはその委員長単独）、第三者懲罰委員会によって、違反行為または本規則違反があったと認定された場合、本項に従って異議を申し立てる権利を有するものとします。

(2項) 異議申立ては懲戒手続が終了し、制裁措置が下された後にのみ審議されます。

(3項) 第 16 条第 1 項に基づく異議申立ては上訴委員会に付託されるものとする。個々の案件の上訴委員会は、上訴委員会の委員長 1 名、または上訴委員会のメンバーとして共同委員に任命された他の 1 名または 2 名で構成されるものとする。

(4項) DRA の規則により制約され、本規則に基づく決定を受けた者は、当該決定書が影響を受ける者に送付された日から 14 日以内に異議申立ての書面を提出することができるものとします。異議申立ての書面は、14 日以内に DRA に届くよう、すべての関連書類のコピーを添付して送付してください。異議申立ての通知には、異議申立ての対象となる決定の具体的な側面を記載し、異議申立てが有罪の認定に対するものか、課された制裁措置（またはその両方）に対するものか、また異議申立てを行う根拠を明確に記載しなければなりません。異議申立ての通知に

は、異議申立て費用の初期負担金として、800 ポンド（DRA により随時見直される）の保証金を添えなければなりません。

(5項) DRA は、異議申立てにかかる費用が 800 ポンドを超えると予想される場合、さらに追加の保証金の支払いを求める権利を有します。

(6項) 提出が遅かったり、第 16 条第 3 項に従わなかったりした異議申立ての通知は、正当な理由が示されない限り、さらなる審議の必要なく拒否されるものとする。当事者が異議申立ての過程で上訴委員会が与えた指示に従わない場合、上訴委員会は、いずれかの当事者の申請によりまたは自身の申し出により（聴聞会を行うかどうかにかかわらず)、違反した当事者が手続にこれ以上参加しないこと、または妥当と思われる経費に関する条項で上訴を却下することを命じることができるものとします。

(7項) 異議申立ての通知を受領後できるだけ早く、上訴委員会の委員長は、DRA 理事会に上訴委員会の委員長の役割の指名について進言するものとします。

(8項) DRA 理事会により指名が承認されると、上訴委員会の委員長は、上訴委員会の編成について決定し、当事者にその内容を通知するとともに、聴聞の場合には、その日時及び会場を通知するものとします。

(9項) 上訴委員会の委員長は、上訴委員会の手続を規定する幅広い権限を有するものとします。

(10項) 上訴委員会は、手続において懲戒委員会に提出された全ての文書及び証拠を検討・審査し、紙面にて異議申立てを検討します。上訴委員会は、当事者によって提出された新たな証拠を認めるか否かを決定し、また、新たな証拠が明らかになった場合には、その証拠を入手する目的で手続を一時停止することができる権利を有するものとします。

(11項) 上訴委員会の委員長は、例外的な状況があると判断した場合、聴聞会を開催することができる。この場合、上訴委員会は、懲戒委員会が聴取した証人の出席を求めることができる。

(12項) 異議申立てが課された制裁措置のみに対するものである場合、関係者の書面による申し立てを考慮し、上訴委員会により検討されます。上訴委員会が例外的な状況であると判断した場合を除き、異議申立ては審理されることなく書面によって行われます。

(13項) 提出されたすべての証拠を検討し、異議申立ての当事者に書面または聴聞会で直接提出する十分な機会を与えた後、上訴委員会はその決定を検討します。

(14項) 上訴委員会の決定は最終的なものです。

(15項) 上訴委員会は、以下を行うことができる。

① 異議申立てされた決定を承認する。

② 異議申立てられた決定を取り消し、下された裁定や制裁を撤回する。

③ 異議申立てられた決定の一部だけを無効とする。

④ DRA の規則により制約される者が、軽微な違反、重大な違反を犯したと認めるなど、「責任」に関する自らの判断を、場合によっては懲戒委員会の調査結果に代える、または自らが課した制裁を下回るものに代える、または、その両方とも行うこと。

⑤ 異議申立てを公正に処理するために必要と考えるその他の手段をとることができる。

(16項) 本条に基づき異議申立てを行った場合、上訴委員会は懲戒委員会が課した制裁よりも重い制裁を課すことができます。

（17項） 上訴委員会は DRA の規則により制約される者（但し、DRA を除く）に対し、審理経費の全部又は一部の支払いを命ずることができるものとします。

（18項） 上訴委員会はその決定において上記規則 16 条 4 項及び 16 条 5 項に基づき行われた保証金の取り扱いに関する指示事項を含むものとする。

（19項） DRA は、懲戒委員会（中立的な委員長が任命されている場合）または中立的な懲戒委員会が行った決定に対して異議を申し立てる権利を有する。この場合、上訴委員会が問題を処理し本規則第 16 条の規定は適切に改正されて適用されるものとする。

第 17 条 制裁

（1項） DRA の規則により制約される者が違反行為を行った場合、懲戒委員会（委員長の有無を問わない）、懲戒委員長単独の場合、第三者による聴聞会または上訴委員会（以下同様）は、当該者に対し以下のいずれかの制裁措置を課すことができるものとする。

① 一時期限付き、または特定の事象を対象とした活動停止。

② 無期限の出場停止（復職の可能性がある場合、条件付きで復職できる場合もある）。

③ 罰金。

④ 大会で得た賞金の全部または一部を差し押さえること。

⑤ 行動に対しての戒告または問責。

⑥ 執行猶予付き制裁（決定日から一定期間内に、違反行為がさらに行われているかどうかを問わず、関係者が違反行為または規則違反を行ったと判明した場合にのみ執行される制裁です）。

⑦ 懲戒委員会または上訴委員会が、その事例のすべての状況において適切と考えるその他の制裁。

⑧ PDC プロツアーまたはプレミアイベントに出場し、締切日以降に出場を取りやめたプレイヤーの場合、PDC 賞金ルールに規定された DRA からの罰金を受けるものとします。この罰金は違反するたびに増加し、1 年間に 4 回違反した場合は出場停止となる場合があります。

1. これらの罰金は DRA の判断により、PDC 賞金ルールに明記されている通り、時によって改訂さ れます。罰金は 2023 年のものとして設定されています。
    1. 初犯：プレーヤーズチャンピオンシップの大会は 500 ポンド。
       ヨーロピアンツアーの主要大会は 1,000 ポンド。
    2. 2 回目の違反：プレーヤーズ選手権大会の場合は 1000 ポンド。
       ヨーロピアンツアーの主要大会で 2000 ポンド。
       3 回目の違反：プレーヤーズチャンピオンシップの大会で 1500 ポンド。
       ヨーロピアンツアーの主要大会で 3000 ポンド。
2. 12 ヶ月連続で違反がない場合、これらの違反に関係しているプレイヤーの「違反記録は帳消しになる」ものとする。

（2項） 本規則により DRA の規則により制約される者は、特段の取り決めがない限り、通知から 14 日以内に罰金および関連経費を支払わねばなりません。DRA の規則により制約される者が本規則の規定に従わない場合、罰金は 50%増しとなり、DRA の規則により制約される者は自動的に活動停止となります。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

（3項） 懲戒委員会が活動停止期間を定めた場合、その期間は異議申立てを行った場合であっても、決定日から開始されるものとします。

（4項） DRA の規則により制約される者が既に第 10 条に基づく活動停止処分を受けている場合、その活動停止期間は、そのプレイヤーの当初の活動停止処分の開始日から開始されます。

（5項） 必要に応じて、懲戒委員会、懲戒委員会委員長又は上訴委員会は、犯罪行為があったかを確認するために関係当局が調査を行うことを目的として、手続の過程で提出された証拠の完全な資料を作成し、関係当局に送付するよう提案することができる。この場合、懲戒委員会、懲戒委員会委員長又は上訴委員会（場合により）は、その独自の判断で、刑事訴訟の結果または当該当局が行う捜査の結果が出るまで当該人物に対する懲戒手続を中断することを決めるものとします。

第 18 条 軽微な違反の手続上の不正の許容範囲

（1項） 本規則に基づき実施される懲戒手続の過程において、手続に違反し、又は与えられた指示に従わなかった場合、懲戒委員会及び上訴委員会が独自の手続を規制する権利を損なわずに、その違反が関係者の立場を深刻かつ容赦なく害するものでない限り、その手続を無効とすることができる。

第 19 条 訴訟費用

（1項） 懲戒委員会（委員長の有無を問わない）、懲戒委員会の委員長、第三者委員会及び上訴委員会は、調査、法医学的検査及び鑑定人の人件費等、手続に関連して DRA が負担した経費を含む手続の開催に要した費用の全部又は一部を負担するよう手続の対象者に命ずることができるものとします。他の制裁を妨げることなく、費用に関する決定は債務として強制執行可能です。

（2項） 懲戒委員会による軽微な違反行為の認定に対する異議申立てが不成立となった場合、懲戒委員会の委員長は、手続対象者に事務手数料（この手続の運営に際して DRA が合理的に負担又は支出した経費の評価額）を負担させることができます。

（3項） 上記規則第 19 条 1 項に定める費用を裁定する裁量権を行使する場合、懲戒委員会（委員長の有無を問わない）、懲戒委員会の委員長（単独）、第三者委員会または上訴委員会（場合により）は、DRA の規制機能および本懲戒規則に従って手続を行う義務に配慮するものとする。
また、DRA、その会員、ダーツというスポーツ、及びその個人の利益・名誉等を保護・促進する義務を念頭に置くものとします。

（4項） DRA の懲戒事項の決定により何らかの処分が下された者は、その決定が後に無効であることが判明した場合、また異議申立てにより覆された場合でも、DRA、委員会、会員、DRA の役員、従業員、委託業者、代理人に対していかなる賠償請求権も持たないものとします。

（5項） 懲戒事項に関するいかなる決定に関しても、DRA またはその構成員に対して損害賠償請求権を課すことは出来ません。

第 20 条 守秘義務

（1項） 懲戒委員会または上訴委員会（該当する場合）の命令がある場合を除き、本規則に基づくすべての懲戒手続は非公開で行われ、一般人およびメディアは、聴聞が行われている部屋への立入を禁止します。

（2項） 懲戒手続を行う委員会の各委員、委員長、個人は、何らかの声明を発表することも、記者会見を行うことは出来ません。 決定についての全ての報道発表は、DRA の理事長が行うか又は承認するものとします。DRA は、いかなる審理の過程においても、下された制裁措置や調査結果を公表する義務はありませんが、自らの判断により、公表することができます。

第 21 条 準拠法および管轄裁判所

（1項） 本規約および本規約に起因または関連する紛争（契約にない義務に関連する紛争または請求を含む）は、抵触法の規定にかかわらず、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

（2項） 本規約に定める内部紛争解決機構に厳密に従うことを条件として、本規約に関連して生じるあらゆる事項（契約にない紛争または請求を含む）については、英国およびウェールズの裁判所が専属的管轄権を有するものとします。

第 22 条 裁判外紛争解決

（1項） 懲戒委員会の委員長または異議申立て委員会の委員長は、その管理下にある問題で生じたものを、仲裁、調停、専門家の判断または他の適切な代替紛争解決方法に委ねることができる。

（2項） このような審判経費の査定が行われ、懲戒委員会の委員長は、当該代替的紛争解決の開始に先立ち、審判経費の査定に相当する金額またはその一部を DRA に納めることを指示できます。

（3項） 案件の解決には、案件が提示された場で適用される手続き上の規則およびその他の規則が適用されます。

（4項） 選択された裁判外紛争解決手続の方法に適用される規則に基づき、問題の解決に相応の試みを行ったにもかかわらず、DRA の規則により制約されるように問題が最終的に解決されない場合、DRA の規則に基づきその人物に対して訴訟を継続することが可能です。

（5項） DRA 規則に基づく判断を行う場合、裁判外紛争処理の過程でなされた報告、勧告又は決定事項を検討することができます。

第 23 条 統治言語

すべての目的のために、この DRA ルールの英語版がオリジナルの規定文書となります。この DRA ルールの英語版と、それ以後の他の言語への翻訳との間に矛盾が生じた場合には、この英語版が優先されるものとします。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

付録 A

DRA ベッティングルール

第 1 条 はじめに

(1項) 本規定は過去に遡って効力を有するものではありません。

(2項) このベッティングルールは DRA のルールの一部であり、したがってダーツ大会の参加条件を定めるものです。

(3項) 従って、以下の者（以下「DRA ルール該当者」といいます）は、本ベッティングルールを遵守し、本ベッティングルールに基づく全ての決定に従うことに同意するものとします。

① プレイヤー、オフィシャルを問わず、ダーツ大会に参加する者。

② DRA 登録代理人またはマネージャーとして活動する者、または登録代理人またはマネージャーの取締役員、幹部社員、代理人または代表者である者。

③ DRA、PDPA、PDC の取締役、役員、または従業員。と

④ その他、DRA の監督下にある者で、ダーツ大会のあらゆる局面に影響を及ぼすことができる者。

(4項) DRA ルール該当者が、下記第 2 条 1 項②および③に違反したことが証明された場合、当該 DRA ルール該当者は、明確かつ異例の軽減措置を示す場合を除き、ダーツのスポーツへの関わりを長期間にわたり禁止するものとする。

第 2 条 違法な賭博行為

(1項) DRA ルール該当者が以下の行為を行うことは、本規則に違反するものとします。

① 賭け

1. ダーツ大会の結果、スコア、進行状況、行動またはその他の側面に関して他者と賭けをすること、配置、受諾、その他の方法で行うこと。
2. ダーツ大会の結果、スコア、進行状況、行動またはその他に関してDRAルール該当者の直接または間接な利益のために他者が賭けに参加するように勧誘、誘導、誘惑、指示、説得、奨励、促進、許可をすること。
3. ダーツ大会での特定の問題の発生を確実にするため。ここで、問題とは、（プレイヤーの知る限り）賭けの対象であり、当該プレイヤーまたは関係する人が受け取りを期待することや、または受け取っていること。
4. ダーツ大会に関連して、いかなる形態の賭博活動を促進、仲介、手配または実施するか、またはその他の事業(「賭博組織」)の運営に影響を与える、または賭博組織の運営に関与する（取締役または裏方を含む）、または賭博組織の証券または株式に関連する議決権を保持、取引、または管理する能力に関与している場合、但し、投資目的のみで賭け組織の発行済み株式資本の5％未満は無視されるものとします。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

② 汚職

1. ダーツ大会の結果、スコア、進行状況、行動、その他を不正に操作すること、または不正に操作しようとする行為に加担すること。
2. ダーツ大会の結果、スコア、進行状況、行動、その他の側面に不適切な影響を与えるために、賄賂やその他の報酬を要求したり、受け取ったり、提供したり、受け取ることに同意したりすること。
3. 報酬を得るために、ツアーまたは出場するダーツ大会において、その能力を最大限に発揮し、公正かつスポーツ的な態度でパフォーマンスを行わないこと。
4. DRAルール該当者が本項の規定に違反することを勧誘、誘発、説得、奨励または助長すること。
5. ダーツ大会において特定の事象が発生し、その事象が（DRAルール該当者の知る限り）賭けの対象となり、それに対して本人またはその関係者が報酬を受け取ることを期待する、または受け取っていることを保証すること。

③ 内部情報の悪用

1. DRAルール該当者が、スポーツ界におけるその地位により保有するダーツ大会に関する情報のうち、公知または一般に容易に入手できないものを賭博のために使用し、または当該目的のために他の者に提供すること。
2. ダーツ大会の参加選手、状況、戦略的判断、その他ダーツイベントのあらゆる側面について、ダーツイベント前またはイベント中に、報酬を得るためにいかなる人物にも情報を提供すること。
3. DRAルール該当者が本項の規定に違反することを勧誘、誘発、説得、奨励または助長すること。

④ 一般的なこと

1. その他（2 条 1 項～3 項に定める場合を除く）、汚職・不正行為、DRA ルール該当者に実際または明白な利害の対立を生じさせる行為、その他ダーツ大会の誠実性、誠実かつ秩序ある運営に対する社会の信頼を損ねる恐れのある行為を行うこと。
2. DRAルール該当者またはスポーツとしてのダーツの評判を落とすような報酬の提供または受領をすること。

⑤ 試みまたは共謀

1. DRAルール該当者が、本規則に違反する行為を行おうとし、または行為に同意し、あるいは故意にそのような印象を他者に与えること。
2. DRAルール該当者に関係する人物が行った上記2項①の 1 から4に該当する行為または違反に ついて、許可、誘発、援助、奨励、幇助、または隠蔽すること、またはその他の形で加担すること。

（2項） そのような試みまたは共謀（または意図的な偽装）は、実際にそのような違反につながったかどうかにかかわらず、本規則の目的上、当該条項の違反が行われたものとして扱われるものとします。

（3項） 以下は、上記 2 条 1 項に基づく違反の判断には関係しません（ただし、違反があったと判断された場合、課される制裁の問題には関係する可能性があります）。

① 問題となっている賭け金の内容または結果。

② 賭けの対象となったダーツ大会または試合の結果。

③ 問題となったダーツ大会におけるプレイヤーの努力または実績（もしあれば）が、問題となった行為または違反によって影響を受けたかどうか（または影響を受けたと予想されるかどうか）。

④ 問題となったダーツ大会の結果が、問題となった行為または違反によって影響を受けた（または受けたと予想される）かどうか。

第 3 条 提案

（1項） 登録代理人またはマネージャー、その他 DRA ルール該当者が、賭博組織とスポンサー契約または推薦契約を締結することは、上記 2 条 1 項の規定に違反しないものとします。

（2項） 主要メディアにおける即時公開又は放送のために、記者に対して、又は解説者として、意見として情報を提供することは、2 条 1 項③の規定に違反するものではありません。

付録 B

違反行為のカテゴリーの解説

以下の表は、さまざまな種類の不正行為の例を示す、完全なものでも、規定されていないリストです。

違反の種類	重要性
得点の見落とし	軽度の違反行為
競技エリアでの携帯電話の使用	
プレイヤーのゲストによる認められない行為や迷惑行為	
ダーツをむやみに投げる	
報道関係者との連絡を怠った場合	
破壊的な行為	中度の違反行為
卑猥な言葉や仕草	
遅刻・欠席	
スタッフに対しての暴言	
SNS への不適切な書き込み	
対戦相手への嫌がらせ	
賭博ルール違反	
暴力行為	重大な違反行為
八百長行為	
同性愛嫌悪または差別的な行動	
ドーピング違反	
深刻な賭博行為	
重大な賭博ルール違反	

付録 C

懲戒処分の過程を図式化したもの(原文のまま)

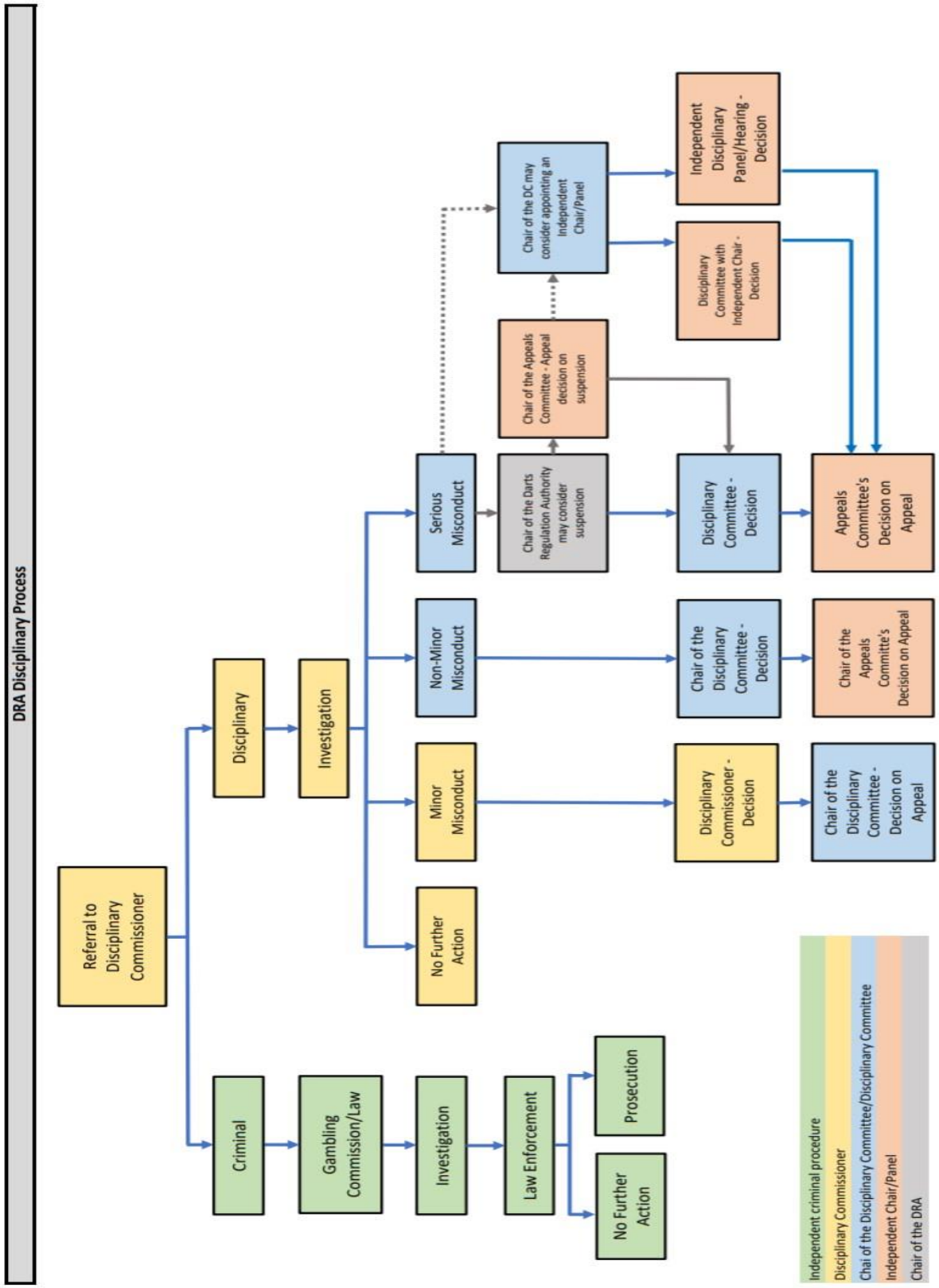

付録 D

アンチ・ドーピングルール

DRAのアンチ・ドーピングルール

規則１ 適用範囲と用途

第１条 はじめに

（1項） DRA は、世界アンチ・ドーピング規定（以下「規定」という）の義務規定に従って、ダーツというスポーツにおける禁止事項と取締りを明確にし、ダーツというスポーツの完全性とフェアプレーという価値の保護、およびスポーツ参加者の権利と健康の保護を目的として本ドーピング防止規則（以下「規則」という）を採用する。

第２条 応用例

（1項） 本規約は、以下に適用されます。

① DRA の全個人会員

② 大会および催事、ならびに DRA が主催、招集または許可するその他の活動（選手サポート要員および関連団体（およびそれらに従事するすべての者）を含む）に、いかなる立場でも参加するすべての者。
当該会員またはその他の者が英国市民であるかまたは英国に居住しているか否かを問いません。

（2項） DRA の会員となり、DRA またはその会員、関連団体、許諾事業者の主催、招集、認可による大会またはその他の活動に参加（プレイヤーの場合）または援助（プレイヤーサポートパーソンの場合）する資格を得るには、参加者は本規則により制約され、遵守することが必要です。参加者は、会員になること、または参加・協力することにより、本規則に同意したものとみなされます。

① 本規則及び本人に適用される他の全てのドーピング禁止ルールを遵守し、これに従うこと。

② DRA および DRA が指名する者が、本規約を適用し、取り締まる権限を持つことに従うこと。

③ DRA 及びその指定する者に対して、本規則の適用、取締り、執行に関して要求される全ての協力を行うこと。これには、ドーピング違反の疑いに関して本規則に従って行われる調査又は手続に全面的に協力することが含まれるが、これに限らないものとする。

④ プレイヤーの場合、大会期間中及び大会期間外において、検体採取に応じ、提出すること。

⑤ 本規約に基づき DRA が告発した内容を審理・決定するために開催される懲戒委員会または第三者懲罰委員会の管轄権を受け入れること。

⑥ 本規則に基づく異議申立てを審議・決定するために開催される上訴委員会の権限に服すること。

⑦ 本規則に従って行われる異議申立てを審議する CAS の管轄権に服すること。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

⑧ また本規則第 15 条 2 項に従い、懲戒委員会または独立懲罰委員会、異議申立て委員会および CAS の管轄権に対する前述の承諾と異なる手続きを裁判所または他の法廷で行わないものとします。

(3項) 本規則の適用を受ける者は、他のドーピング防止機関のドーピング防止規則の適用を受ける可能 性があること、及び当該者の同じ行為が、本規則のみならず、当該他のドーピング防止機関がダー ツのスポーツに関係している場合には、当該他のドーピング防止機関の規則にも関係する可能性 があることを認めるものとする。

また、当該人物の同じ行為が、本規則のみならず、 他のドーピング防止機関がダーツというスポーツに関係し、WADA 規程を承認し遵守して いる場合には、他のドーピング防止機関の規則にも関係する場合があることを認める。このような場合に生じる裁判管轄権その他の問題は、WADA 規程に従って処理されるものとする。

第 3 条 主な担当業務

(1項) 本規約の遵守は、各プレイヤーの責任とします。

① 本規則（その改正を含む）の全ての条項を理解し、また助言を受ける各人（医療関係者を含む）に確実に理解させること。

② 自分が摂取し使用するものに対して責任を持つこと。

③ 本人が受ける医療行為が本規約に違反しないことを確認すること。

(2項) 各プレイヤー支援者は、本規約を遵守する義務を負うとともに、各プレイヤー支援者の責任において、本規約を遵守するものとします。

① 本規約のすべての条項（改定を含む）を理解・熟知していること。

② プレイヤーの検査に協力すること。

③ 選手の価値観や行動に対する影響力を利用して、ドーピング防止意識を高めること。

(3項) 参加者は、以下の場合を除き、本規則（本規則の改定版または後継版を含む）に継続して制約され、これに従うことを要求されます。

DRA が、参加者が DRA の会員を退会したと判断するまで、または参加者が DRA の会員でない場合は、参加者がダーツ界から引退したと判断をするまで。

第 4 条 解釈

(1項) 本規則で使用される大文字の用語は、別途指示された場合を除き、本規則の付属書 1A に記載された意味を持ち、本規則の一部とみなします。

(2項) 本規定で使用される見出しは、便宜上のものであり、本規定の内容の一部とみなすものではなく、見出しが指す規定の文言に何らかの影響を及ぼすものではありません。

(3項) 本規定は、本規定の必須条項を認識し、それに従って採択されたものであり、これらの条項と矛盾しな いように解釈しなければならない。本規定の理解および解釈の一助として、本規定の各条項を注釈した説明欄が適宜利用されるものとする。

第 5 条 開始、有効期間および変更

（1項） 本規則は 2023 年 1 月 26 日以降に発生する事項から完全に効力を生ずるものとする。ただし、誤解を避けるため、同日より前に施行されているドーピング防止規則の下で行われたと認められる違反は、規則 10 に定める制裁規定を適用する際に、過去のドーピング違反として考慮されるものとする。

（2項） DRA は本規則の発展及び改善を統括する責任を負います。本規則の改正は、WADA 規程、禁止リスト及び国際基準に対する WADA による改正を除き、DRA の会則及びルールブックに従って承認され、発効します。

（3項） 上記 2 項に従って行われた本規則の改正は本規則が適用されるすべての人を対象に適用されるものとします。特に、プレイヤーおよびプレイヤー支援者は、さらなる形式的な手続きなしに、当該改正を受け入れるとみなす。

規則 2 ドーピング違反行為

以下の規則 2 の第 1 条から第 8 条に定める行為又は不備は、それぞれ本規則に基づくドーピング違反を意味するものとする。

第 1 条 プレイヤーの身体検体に禁止薬物またはその代謝物、標識物質等が含まれること。ただし、その存在が規則 4 に従って認められた治療目的使用の免除に基づくものであることをプレイヤーが証明する場合はこの限りではない。

（1項） 禁止薬物が体内に入らないようにすることは、各プレイヤーの個人的な義務である。プレイヤーは、自己の身体検体に含まれる禁止物質又はその代謝物若しくは標識物質について一切の責任を負うものとします。従って、プレイヤー側の意思、過失、怠慢又は故意の使用は必要ではありません。

また、意思、過失、怠慢又は知識を欠いていることは、規則 2 の第 1 条に基づくドーピング違反が行われたという告発に対する有効な答弁ではないことを意味する。

（2項） 禁止リストにおいて具体的に数量報告の基準が示されている物質を除き、競技者の検体中に禁止薬物又はその代謝物若しくは標識物質が検出された場合、当該競技者が規則 4 に基づき許可された治療目的使用の免除に基づくことを証明しない限り、ドーピング違反とする。

（3項） 禁止リストは、本条 1 項の一般的な規定の例外として、内生的に生産可能な禁止物質の評価について特別な 基準を制定することができます。

（4項） 本条 1 項に定義されるドーピング違反に対して課される活動停止期間は、規則 10 の第 2 条に記載されている。

第 2 条 禁止薬物または使用禁止な方法の使用および未遂については、当該使用または未遂が規則 4 に従って付与された治療目的使用の免除に基づくものであることをプレイヤーが証明しない限り、禁止薬物または使用禁止な方法の使用および未遂は認められません。

（1項） 禁止薬物又は使用禁止方法 の使用の成否は、重要ではない。ドーピング違反が成立するためには、禁止薬物又は使用禁止方法が使用され、又は使用しようとした事実があれば十分である。

（2項） 本条に定義されるドーピング違反に対して課される出場資格停止期間は、規則 10 の第 2 条に記載されている。

第 3 条 本規則又はその他の適用されるドーピング禁止規則で認められている、通知後の検体採取を、正当な理由なく拒否又は怠ること、又はその他の方法で検体採取を免れる行為。

（1項） 本条に定義されるドーピング違反に対して課される出場資格停止期間は、規則 10 の第 4 条に記載されている。

第 4 条 大会期間外検査におけるプレイヤーの利用可能性に関する適用要件を守らないこと。これには、必要な居場所情報提供義務（規則 5 の 5 条または他の適用規則の類似規定に定めるもの）を提供せず、規則 5 の 5 条の規定または他の適用規則の類似規定に基づき宣言された検査を受けなかった場合を含むがこれに限られない。

（1項） 規則 5 の第 5 条 2 項～4 項は、プレイヤーが居場所情報提供義務を怠った場合に、規則 2 の第 4 条に従ってドーピング違反となる状況を定めています。

（2項） 規則 5 の第 5 条 5 項は、大会期間外検査に応じないプレイヤーが、規則 2 の 4 条に従ってドーピング違反となる状況を定めています。

（3項） 本規則の適用を受けるプレイヤーが、大会期間外検査におけるプレイヤーの利用可能性に関し、WADA 規程に基づき承認され適合する他のドーピング防止機関の特定の要件にも従う場合、当該要件を満たさないことは、規則 2 の 4 条の違反のために本規則に基づき当該プレイヤーに対する措置をとる理由として（本規則における類似の失敗と合わせて）信頼できるものとする。

（4項） 規則 2 の第 4 条に定義されるドーピング違反について課される出場資格停止期間は、規則 10 の 4 条 3 項に記載されている。

第 5 条 不正にドーピング管理の一部を改ざんすること、または改ざんを企むこと。

（1項） 規則 2 の 5 条に定義されるドーピング違反に対して課される出場停止期間は、規則 10 の第 4 条に記載されている。

第 6 条 禁止薬物・禁じられている方法の所持。

（1項） 大会外検査において禁止されている薬物を、または禁じられている方法を用いて、プレイヤーが時間・場所を問わず所持することは、その所持が規則 4 に従って付与された治療目的使用の適用除外、またはその他の納得できる正当な理由に従っていることを証明しない限り、規則 2 の第 6 条のドーピング違反となります。

（2項） プレイヤー支援者が、プレイヤー、大会又は練習に関連して、大会外検査において禁止されている薬物又は禁止されている方法を所持することは、プレイヤーサポート要員が、その所持が規則 4 に従ってプレイヤーに与えられた治療目的使用の免除又はその他の納得できる正当な理由に基づくことを立証する場合を除き、規則 2 の第 6 条のドーピング違反に該当します。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

（3項） 規則 2 の第 6 条に定義されるドーピング違反に対して課される出場資格停止期間は、規則 10 の第 2 条に記載されている。

第 7 条 禁止薬物・禁じられている方法の取引行為。

（1項） 規則 2 の第 7 条に定義されるドーピング違反に対して課される出場資格停止期間は、規則 10 の第 4 条 2 項に記載されている。

第 8 条 プレイヤーに対する禁止薬物または禁止方法の投薬またはその未遂（ただし、その投薬または未遂が規則 4 に従って認められた治療目的使用に関する免除に基づくものであることをプレイヤーが証明する場合を除く）、あるいはドーピング違反またはドーピング違反未遂に関わる援助、奨励、教唆、隠蔽またはその他のタイプに加担をすること。

（1項） 規則で定義されたドーピング違反に対して課される出場停止期間をいう。
本条は、規則 10 の第 4 条 2 項に記載されている。

規則 3 禁止リスト

第 1 条 禁止リストと禁止リストに関する国際規格の制定について。

（1項） 本規則は、適宜改訂される禁止リスト及び禁止リストに関する WADA 国際基準を採用し、これを取り入れる。本規則は、禁止リスト及び関連する基準並びにそのすべての改正を理解することは参加者の責任である。

（2項） 現在の禁止リストは、WADA のウェブサイト（www.wada-ama.org）で公開されています。

（3項） 禁止リストは、WADA によって適宜改訂されることがある。WADA が別途定める場合を除き、かかる改訂は、WADA による改訂の公表の 3 ヶ月後に、DRA による更なる措置を必要とせずに、本規則に基づき発効するものとする。

（4項） ベータブロッカーと呼ばれる薬物については、世界ダーツ連盟（WDF）において禁止リストが記載されている。本規則の目的上、ベータブロッカーも WDF 同様に DRA でも禁止されるものとする。

※ベータブロッカーの禁止は 2023 年 5 月 1 日まで適用しません。

第 2 条 禁止リスト記載の禁止薬物および禁止方法について。

（1項） 禁止リストは、常に（大会期間中および大会期間外の両方で）禁止されている禁止薬物および禁止方法と、大会期間中のみ禁止されている追加の薬物および方法を示します。

（2項） 禁止薬物および禁止方法は、一般的なカテゴリー（例：タンパク質の同化ステロイド剤）または特定の薬物や 方法、スポーツに対する個別の参照により、禁止リストに含まれることがある。

（3項） DRA の勧告により、WADA は禁止リストをダーツ競技のために追加することができ、その場合、そのような特別な規定は禁止リストにおいて明らかにされるものとする。

（4項） 禁止リストに掲載される禁止薬物及び禁止方法に関する WADA の決定は最終的なものであり、いかなる理由でも、プレイヤー又はその他の者による異議申し立ての対象とはなりません。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

規則 4 治療目的での使用に関する免除

第 1 条 TUE に関する国際基準の取り込み

（1項） 本規程では、禁止リストに記載され、使用が禁止されている薬物や方法について、プレイヤー及びその医師が治療目的で使用する許可を申請することを認めています。

（2項） TUE に関する国際基準は、プレイヤーが治療目的使用免除（または「TUE」）を要求できる状況を定めています。本規則は、同基準を必要に応じて改訂したものを採用し、取り込む。すべての者は、これ以上手続きを踏むことなく、この基準およびその改訂を受け入れ、制約を受けるものとみなされます。

第 2 条 TUE の適用範囲と効果

（1項） 規則 2 に基づくドーピング違反となる禁止薬物又は禁止方法の存在又は使用若しくは所持を認めるためには、本規則 4 の第 2 条に従い、その存在又は使用若しくは所持を対象とする TUE を取得する必要がある。

（2項） プレイヤーは、DRA の規則に従い、DRA 医療顧問に TUE を申請してください。

（3項） 規則 4 の第 7 条（TUE を取得できる状況が限定されている）に従い、プレイヤーは治療目的使用を取得しなければならない（TUE を過去に遡って取得することができる状況についてはこの限りではない）。

問題となる禁止薬物または禁止方法を使用または所持する前に、規則 4 の第 3 条に従った免除措置を受けること。

（4項） プレイヤーは、複数のアンチ・ドーピング機構に TUE を申請することはできない。本規則の適用を受けるプレイヤーが、他のドーピング防止機関の規則に従って TUE を申請した場合、申請書と決定書のコピーを送付することにより、申請の可否を直ちに DRA に報告する。

（5項） 規程の規則 15 の 4 条（相互承認）に従い、DRA は、署名者がプレイヤーに与えた TUE が規程に合致し、署名者の権限の範囲内であれば、これを承認し尊重する。ただし、そうでない場合、本規則の対象となるプレイヤーで TUE を必要とする者は、本規則 4 の 2 条に従い DRA 医療顧問から TUE を取得する必要があります。

第 3 条 TUE 申請の流れ

（1項） 下記の 2 項が適用される場合を除き、TUE を必要とするプレイヤーは、規則 4.4 に詳述されている通常の TUE 申請手続きに従わねばなりません。

（2項） 問題となる禁止薬物または禁止方法が、プレイヤー間で頻繁に発生する医学的状態の治療に使用することが適切だと認められる場合、規則 4 の第 4 条 3 項に詳述されている略式 TUE の申請を行うための手続に従うことができます。この略式手続きにより許可される禁止薬物または禁止方法は、吸入による β2 アゴニスト（ホルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリン）や、非全身の投与によるグルココルチコステロイドに厳格に限定されています。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

第 4 条 治療目的使用の免除を許可する場合

（1項） プレイヤーは、禁止リストの薬物や方法を含む治療目的の薬を服用しているにもかかわらず、大会のプレー前に、DRA 医療顧問にプレーの許可を申請することができる。この申請は、以下の文書で行わなければならない。

本規則に付録 1B として添付されている書式 I を使用すること。その他の方法で申請する場合は、DRA 医療顧問が納得するものでなければならず、書式 I に記載された承認は、選手によって承認されたものとみなします。標準的な TUE の申請がどのように行われたとしても、DRA 医療顧問はその写しを DRA に送付するものとします。

（2項） DRA 医療顧問は、以下の基準に基づき TUE を承認するものとし、その条件はプレイヤーの義務とします。

① 規則 4 の第 2 条 4 項および第 4 条 7 項に従い、TUE 申請は、TUE の必要性が生じた時点で、大会に参加する 14 日前までに（特別な状況を除き：規則 4 の第 7 条参照）DRA 医療顧問に提出する必要があります。DRA 医療顧問は、DRA 医療顧問が対応するのに余裕があると判断した場合、自己判断でそれ以降の申請を受理することができる。

② 申請書は、全文を記入し、プレイヤーおよび医師の署名があり、関連するすべての医療情報を添付する必要がある。

③ 急性または持病の治療のために当該禁止薬物または禁止方法を差し控えた場合、プレイヤーは健康に対する重大な障害が起こると思われます。

④ 問題となる禁止薬物または禁止方法の治療的使用は、正当な医学的状態の治療後に通常の健康状態に戻ることで予想されるもの以外に、パフォーマンスのさらなる向上をもたらすことはない。内分泌ホルモンの「正常でない」状態を増加させるために禁止薬物又は禁止方法を使用することは、治療上の介入として認められないと考えます。

⑤ 禁止薬物や禁止方法の使用に対して、正当な治療上の選択肢がないこと。

⑥ その他の禁止薬物の使用に関する必要性または 禁止された方法は、その全部または一部が、プレイヤーが過去に禁止リストにある物質を治療目的以外で使用したことの結果として生じるものではありません。

（3項） 略式 TUE の申請は、本規則に付録 1C として添付されている書式 II により書面で行わなければならない。他の方法で申請する場合は、DRA 医療顧問が認めるものでなければならず、書式 II に記載された承認は、プレイヤーにより承認されたとみなされるものとします。略式 TUE の申請がどの方法で行われたとしても、DRA 医療顧問がその複写を DRA に提出するものとします。

（4項） 略式 TUE は、DRA 医療顧問が適切に記入された略式 TUE 申請書を受領したことを認めた日に交付されたものである。ただし、略式 TUE は、その後いつでも、英国の規定に従い、取り消すことができる。

スポーツのためのアンチ・ドーピング手続きの手引きは、その後、その支給基準が満たないことが判明した場合に、支給される。

（5項） TUE（略式または標準）は、DRA 医療顧問が案件ごとに決定する特定の期間を有します。また、DRA 医療顧問が適切と判断する条件や 制約を条件として認可されることもあります。TUE の期間が満了した場合、当該禁止薬物または禁止方法の使用を継続しようとするプレイヤーは、本規則 4 の 4 条に従い、再度 TUE を申請する必要があります。

（6項） プレイヤーは、TUE の申請（または TUE の更新）が許可されることを想定してはならない。申請が許可される前に禁止薬物または禁止方法を使用または所持することは、すべてプレイヤーの自己責任で行うものとし、禁止薬物または禁止方法を使用することはできません。

（7項） TUE 申請をサポートするために虚偽の情報又は誤解を招くほど不適切な情報を提出した場合（他のドーピング防止機関への TUE 申請が不成立であったことを通知しなかった場合を含むが、この限りではない）、DRA の懲戒規則又は他の適用される規則に従って、関係者が違反したとして懲戒告発されるか、法律や他の手続きが取られることになります。

第 5 条 TUE の失効・取り消しについて

（1項） 本規則に基づき許可された TUE をいう。

① 規則 4 の第 4 条 5 項に従い、TUE が認められた期間の終了時に失効するものとする。

② プレイヤーが TUE 交付の際に課された要件や条件に速やかに従わない場合、DRA 医療顧問はこれを取り消すことができる。

③ TUE 付与の基準が満たされていないと判断された場合、規則 4 の第 4 条 4 項に従い、DRA 医療顧問により撤回される場合があります。

（2項） 本条 1 項①に基づく TUE の失効は、通知その他の形式を必要とせず、TUE が認められた期間の終了時に自動的に発生するものとします。

（3項） 本条 1 項②や本条 1 項③に基づく TUE の取消しは、本規則の規則 16 の第 2 条に従って DRA 医療顧問がプレイヤーに知らせ、その写しを DRA 及び他の関連ドーピング防止機構に送るものとします。当該通知は、規則 16 の第 2 条に定めるとおり、受取った時点で効力を発生します。

（4項） 本条 1 項に従って TUE が失効、取消または撤回された場合、プレイヤーは、禁止薬物の使用または所持に基づくいかなる結果も受けないものとします。

TUE の有効期限、取消し又は撤回日より前のいかなる時点においても、TUE に従って問題となっている禁止された方法。その後の有害分析所見に関する規則 7 の第 2 条 1 項に基づく検討には、当該所見がその日以前の禁止薬物又は禁止方法の使用と一致するかどうかの検討が含まれるものとし、その場合、回答すべき案件はないものとします。

第 6 条 TUE 申請の許可・拒否、TUE の取り消し・取り下げに関する決定についての検討

（1項） 本規則に基づく TUE 申請が DRA 医療顧問により却下され、または条件もしくは制限付きで許可され、その後取り消しまたは撤回されたプレイヤーは、規則 12 の第 8 条に従い CAS にその決定を異議申立てできるものとします。

（2項） 本規則に従って行われた TUE 申請の許可又は拒否が規則 4 の第 6 条 1 項に基づく異議申立てにより覆されるまでは、その許可又は拒否は完全に効力があるものとします。

第 7 条 治療目的での使用許可の緊急承認または遡っての承認

（1項） TUE 申請に対する緊急承認または遡っての承認は、以下の場合にのみ許可される。

① 緊急治療または急性疾患の治療が必要であった。

② 特別な事情により、ドーピング・コントロールの前に、プレイヤーが申請を提出する、または DRA 医療顧問が検討する時間または機会が十分でなかった。

第 8 条 プレイヤーの同意書

（1項） 本規則に従って TUE を申請するプレイヤーは、英国スポーツアンチドーピング手続きガイドのスポーツ編に記載された TUE 申請の処理に同意するものとする。

① DRA 医療顧問が、申請書に記載された情報を DRA 懲戒委員会のメンバー、DRA の役員および顧問に、必要な場合は DRA 医療顧問が相談した他の独立した医療機関または専門家に、匿名情報として提供すること。

② DRA 医療顧問が TUE 申請を処理するために必要な更な情報を 、プレイヤーの主治医が開示した場合。

③ DRA 及び他のアンチ・ドーピング機関に対し、TUE の許可又は却下（許可に関する条件又は制約の内容を含む)、及びそれを裏付ける文書又は情報を提供すること。

（2項） プレイヤーが規則本条 1 項に定める同意を取り消す場合は、DRA、DRA 医療顧問および担当医にその旨を書面で通知しなければならない。ただし、同意の取り消しにより、TUE 申請（または既存の TUE の更新）は却下されたとみなします。

規則 5 検査方法

第 1 条 国際検査規格を取り入れる

（1項） 本規則は、随時改正される WADA 検査に関する国際基準を採用し取り入れます。すべての者は、この基準およびその改訂を、更に手続きをすることなく、制約するものとして同意したものとみなします。

第 2 条 検査を行う管轄

（1項） 本規則の適用を受ける全てのプレイヤーは、英国内外のいずれにおいても、本規則に基づき、いつでも（大会中、大会期間外、予告の有無を問わず）ドーピング検査（尿または血液）に応じなければならず、提出しなければなりません。

(2項) 本規則に基づき実施される検査は、国際基準に基づき実施されます。

(3項) 他のダーツ業界を管轄するアンチ・ドーピング機関も、本規定規則 15 に従い、本規定の対象となるプレイヤーを検査する権限を持ちます。DRA は、アンチ・ドーピング機関がダーツのスポーツ分野に関係している場合、規程 15 の第 4 条（相互承認）に従い検査を承認し、検査に関連して発生したドーピング違反について、本規則に従いプレイヤーに対して訴訟の手続きを取ることができる。

第 3 条 大会期間中の検査

(1項) すべての大会において DRA は、各大会で検査対象プレイヤーを選ぶ人数と選ぶ方法を決定するものとします。

(2項) DRA は、本規則に従って DRA が認可した大会で実施される検査に、適正な事前通告をした上で、第三者の観察官に立ち会いを認めることができる。

第 4 条 大会期間外での検査

(1項) 本規則の対象となる全てのプレイヤーに対する、大会期間外検査を含む検査に提出する一般規則 5 の第 2 条 1 項の義務に加えて、DRA は、最新の居場所情報を提供し、その規則に従ってその居場所での検査に利用できるようにすることを要求されるプレイヤーのリストを作成することができる。プレイヤーがそのような申請要件を満たしておらず、適用される規則に従ってそのような居場所で検査を受けることができなければ、規則 2 の第 4 条に違反したプレイヤーに対する訴訟の手続きの根拠となります。

(2項) DRA は随時、検査リストに登録された構成員を公表します

第 5 条 検査リストに登録されたプレイヤーの追加義務

(1項) プレイヤーは、検査対象者登録リストに登録された時点で、DRA からの要求に応じて、登録またはその他の障害(知的、感覚的、身体的を含む)の詳細を含む、検査の実施に必要な個人情報を提供します。

(2項) 検査対象者登録リストに含まれるプレイヤーは、居場所情報を提出し、かつ、本アンチ・ドーピング規則に従い、その居場所で検査を受けなければならない。検査対象者登録リストに含まれるプレイヤーがこの要件を満たさない場合、規則 5 の第 5 条 4 項及び 5 項の適用上、それぞれ本規則上の違反とみなされるため、そのプレイヤーに対して規則 2 の 4 条の違反のための手続を行う可能性があります。

(3項) 検査対象者登録リストに掲載されたプレイヤーは、DRA の要求に応じ、四半期報告書を DRA に提出し、1 日 1 か所以上、週 5 日以上、最低 1 日、プレイヤーがその場所に 1 時間以上滞在する時間を特定されるものとします。場所には、プレイヤーの居住地、職場、またはトレーニング会場が含まれるが、これらに限定されない。プレイヤーは、この情報が常に最新になるように、

必要に応じて更新するものとします。

(4項) 検査対象者登録リストに含まれるプレイヤーが、規則 5 の第 5 条 3 項で要求する四半期毎の居場所報告書または必要な更新情報を提出しなかったとして DRA から書面による警告を受けたにもかかわらず、警告を受けてから 7 営業日以内に当該報告書または更新情報を提出しなかった場合、規則 5 の第 5 条 3 項に従わなかったとみなされます。プレイヤーが前項を遵守するために、1 年半の間に 3 回警告された場合、規則 2 の第 4 条に基づきドーピング違反とする。

(5項) 検査対象者登録リストに含まれるプレイヤーが、やむを得ない正当な理由なく、連続する 18 ヶ月の間に 3 回検査を欠席すること（すなわち、申告した居場所で検査を受けることができないこと）は、規則 2 の 4 条に基づき、ドーピング違反となるものとする。DRA が検査未受験として数えることを提案する各試験について、検査未受験について書面で説明するよう求める通知をプレイヤーに送付するものとする。DRA が提出された説明から、プレイヤーが最新の居場所情報を更新してその場所に行けないことを DRA に通知することが合理的に妨げられた、あるいはその場所に行けない特別な事情があったと判断した場合、その受験は欠席として数えられません。しかし、そうでない場合、その試技は規則 2 の 4 条の目的上、失敗した試験として数えられます。この決定は、規則 2 の 4 条に従ってプレイヤーに対して提起された訴訟手続において、その弁明の一部として当該説明を提出するプレイヤーの権利を損なうものではないものとする。

(6項) プレイヤーは、本規則の規定の遵守について個人的に責任を負う。プレイヤーが遵守に関する責任を他の者に委ね、その者が遵守を怠った場合、規則 2 の 4 条に従って行われる手続に対する弁明とはなり得ません。

(7項) 検査対象者登録リストに登録されているプレイヤーは、DRA から検査対象者登録リストへの登録基準を満たさなくなったとの通達があるまで、またはダーツ競技から引退するまでは、本規則 5 の 5 条に定める追加の要件に従い続けるものとします。

第 6 条 検査選手の選択

(1項) DRA は、選考時に有効な検査の国際基準に従って、目標試験、ウェイトトレーニング、及び無作為選考の方法を用いて、検査対象選手を選考します。

(2項) DRA は以下の情報に基づき、最低限、プレイヤーの目標検査を検討するものとする。

① 予定していた大会から辞退する、または欠場すること。
② 引退からの復帰。
③ パフォーマンスの突然の大幅な改善。
④ 遠隔地への移動を含む、ドーピングのリスクが高まる可能性を示すことができる、プレイヤーの居場所情報の変化。
⑤ プレイヤーのスポーツパフォーマンスの履歴。
⑥ プレイヤーの過去のドーピング検査の詳細。
⑦ 活動停止期間後のプレイヤーの復帰。
⑧ 第三者からの信頼できる情報。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

（3項） 事前通告なし検査の実施能力を保つため、検査対象プレイヤーの選出を知った者は、厳密に知る必要がある場合にのみ、その情報を開示するものとします。この要件に従わない場合、DRA の懲戒規則または他の関連する懲戒規則に従って、関係者が違反行為を行ったとして懲戒告発される、あるいは法律上または衡平法上可能な他の手続がとられる可能性があります。

第 7 条 未成年者の検査

（1項） 本規則に基づく検査は、未成年者の法的責任を持つ者が事前に書面で同意した場合にのみ、その未成年者に対して実施することができます。

（2項） 未成年者が登録検査対象者に含まれる場合、この同意は、スポーツへの更なる参加を条件として、検査対象者に含まれることの通知時に提供されなければならない。その他の場合、この同意は、スポーツへのさらなる参加を条件として、この検査の時点で提供されなければならない。さらに、特定の大会の規則では、大会への未成年者の参加の前提条件として、規則 5 の 7 条 1 項に従った同意の提供を要求することができる。

規則 6 検体の解析

第 1 条 国際検査所規格を取り入れる

本規則は、随時改訂される「WADA 国際検査室基準」を可能な限り採用し、取り入れる。すべての者は、さらなる正式な手続なしに、その基準およびその改訂を法的に制約するものと認めるものとする。

第 2 条 認定研究所の利用について

（1項） 本規則に基づき採取された検体は、分析のために WADA 公認研究所又は UKAS 公認研究所に送られるものとする。

（2項） 研究所は、本規則に基づき採取された検体を分析し、分析時に適用される研究所の国際基準に基づき、その分析結果を報告しなければならない。

（3項） 規則 7 の第 3 条 5 項に定める場合を除き、DRA は、本規則に基づく検体の分析に要する費用を負担します。

第 3 条 検出対象物質について

検体は、禁止リストに記載された禁止薬物及び禁止方法、並びに WADA 規程に基づき WADA が指示するその他の物質を検出するために分析されるものとする。

第 4 条 検体に関する調査

(1項) 本規則に基づくドーピング管理の目的でプレイヤーが提供する標本は全て DRA の所有物であり、DRA は(規則 6 の第 4 条 2 項に従い)そのような検体の分析と処分に関する全ての事項を決定する権利を有するものとする。

(2項) 禁止リストに記載されている物質(または同種の物質)または方法、または WADA によって特定された以外の目的で、プレイヤーの書面による同意なしに検体を分析することはできません。

(3項) 誤解を避けるため、検体は、最初の分析後に保存され、その後、検体の最初の分析後に生じた新たな知識又は情報の開発に基づき、適切だと考えられる場合に再分析される場合があります。

第 5 条 研究所による報告

(1項) 本規則に基づき採取された検体の分析結果は、検査機関の正式な代表者が署名した報告書に記載されるものとする。

(2項) 研究所から報告された有害な分析所見は、規則 7 の規定に従って処理されます。

規則 7 結果の取扱

第 1 条 結果の取扱の責任

(1項) 結果の取扱い及びドーピング違反の可能性の調査は、関係者が本規則および問題となる行為（有害分析所見、居場所情報の不提出、検査未了又はその他の明白なドーピング違反）を行った場合、本規則に従って行われるものとします。

① 本規則に従って実施されたドーピング管理によって特定された、または本規則に関連して発生したドーピング管理

② 他の適用される規則(例えば大会で)に従って実施されたドーピング管理によって特定されたか、又はその他これらの他の規則(例えば、本規則で適用される居場所に関する要件を満たさない)に関連して発生したものであるか、又はその他の全ての事情において DRA が当該事項について管轄権を有することが適当であること。

(2項) 本規定に従い、DRA は、DRA の管轄下にあるプレイヤーのうち、英国の市民または居住者でないプレイヤーに関する結果管理および聴聞会の実施について、異なる規則を設けることができるものとします。

第 2 条 有害な分析結果に関する初期検討

(1項) A 検体に関連する不利な分析結果を受領した場合、DRA の医療顧問は、DRA を代表して、合理的に実行可能な限り速やかに、当該プレイヤーに関連する TUE 資料、ならびにドーピング管理および A 検体分析に関する文書を精査し、以下を判断するものとします。

① プレイヤーが有効かつ適用可能な TUE を保持している場合。
② 当該検体の試験又は分析の時点で有効な国際試験規格からの重大な逸脱が生じていること。

また、そのような重大な逸脱があった場合、DRA 医療顧問が、その逸脱が有害分析所見の有効性を損なうかどうかを判断します。

(2項) 規則 7 の第 2 条 1 項に従って、プレイヤーが有効かつ適切な TUE を保持していると判断された場合、または、有害分析所見の有効性を損ない、適用される検査に関する国際基準からの重大な逸脱があった場合、当該有害分析所見に関連して、それ以上の措置は取られません。ただし、プレイヤーはその後、対象検査の対象となることができます。

(3項) 規則 7 の第 2 条 1 項に従って、有効かつ適用可能な TUE も、適用される検査に関する国際基準からの重大な逸脱も、有害分析所見の妥当性を損なうものではないと判断された場合、DRA 医療顧問は、その後できるだけ早く、A 検体の分析が有害分析所見を示したことを会員に内密に知らせ、B 検体の分析への参加を要請します。

第 3 条 B 検体分析

(1項) B 検体分析は、DRA 医療顧問が検査機関と調整した日程で、可能な限り早く、会員が A 検体の有害分析結果を通知されてから 7 日以内に実施されるものとする。B 検体の分析は、会員が A 検体の有害分析結果を通知されてから 30 日以内に終了するものとする。プレイヤーがドーピング違反の事実を書面で認めるか、または DRA 医療顧問に書面にて分析実施の権利を放棄する旨を通知した場合、B 検体の分析を行う必要はないものとします。B 検体の分析に立ち会うというプレイヤーの要求は、分析日の通知から 14 日以内に DRA 医療顧問が受理しなければならず、そうでない場合は放棄したものとみなされ、A 検体に関する有害分析所見はプレイヤーによって承諾されたものとみなします。

(2項) プレイヤーが B 検体の分析を受ける権利を行使した場合、または（プレイヤーが権利を放棄した場合）DRA が適切と判断した場合、分析は A 検体が分析された同じ研究所で行われるものとします（ただし、A 検体を検査した同じ分析者によって分析されるわけではありません）。プレイヤーまたはその代理人は、DRA の代理人と同様に、B 検体の開封および分析に立ち会うために、その日に自費で出席する権利を有するものとします。なお、この期日を延期する権利はないものとします。プレイヤーまたはその代理人が指定された日に出席できない場合、研究所は、B 検体の分析に立ち会うための独立した立会人を手配するものとします。

(3項) B 検体の分析で、A 検体に関連して検出された禁止薬物または禁止方法が陰性であった場合、検査全体が陰性とみなされ、プレイヤーおよび DRA 医療顧問にその旨が通知されます。この場合、規則 7 の第 5 条に従い、プレイヤーに課された一時的な出場停止処分は自動的に失効し、元の有害分析結果に関してプレイヤーに対してそれ以上の懲戒処分が下されることはないものとする。ただし、プレイヤーはその後、対象検査の対象となる場合がある。

（4項） B 検体の分析で、A 検体に関連して検出された禁止薬物または禁止方法が陽性となった場合、DRA 医療顧問は、その後できるだけ早く、B 検体の分析が有害分析所見を示していることを内密にプレイヤーに通知します。

（5項） B 検体分析の結果、A 検体に関連して検出された禁止薬物または禁止方法が陰性であった場合、DRA は B 検体分析にかかる費用を負担するものとします。ただし、B 検体分析の結果、A 検体に関連して検出された禁止薬物または禁止方法が陽性であった場合、DRA はプレイヤーに対して B 検体分析の経費の負担を求めることができます。

（6項） DRA 医療顧問は、プレイヤーに B 検体の不利な分析結果を通知することに加え、DRA 理事会にも通知するものとし、理事会は、規則 2 に基づいて回答すべき事例とみなされるかどうかについて弁護士の助言を受け、問題は規則 7 の 6 条に定められているとおりに進行するものとします。

DRA は、「禁止リスト」に記載された有害な分析結果に関して、訴訟に発展するかどうかを判断するためにさらなる調査を行う必要がある場合、DRA 懲戒規則集に従い、まずプレイヤーに以下のことを通知する書面を送るものとする。

① 「有害分析所見」に該当する。

② 規則 7 の第 2 条 1 項に従ってなされた決定。

③ 回答すべき案件があるかどうかを判断するために必要な更なる調査を行うこと。

（7項） プレイヤーは禁止リストで要求する、さらなる調査に全面的に協力し、不利な分析所見に関連して回答するケースがあるかどうかを合理的に実行可能な限り早く判断できるようにするものとします。

① ドーピング管理への提出の拒否を伴う場合、これらの規則に基づく別のドーピング違反の対象とする場合があります。

② その結果、DRA の懲戒規則集またはその他の適用される懲戒規則に従って、プレイヤーの違反行為に対する懲戒告発が行われる可能性があります。

（8項） 規則 7 の第 3 条 7 項に従った更なる調査の結果、規則 2 に基づく回答が必要と判断された場合、問題は規則 7 の第 6 条に定められたとおりに進められるものとします。ただし、追加調査の結果、回答すべき事案がないと判断された場合、有害分析所見に関してそれ以上の措置は取られないものとし、プレイヤーにはその旨通知されるものとします。

第 4 条 有害な分析結果以外の証拠の検討

（1項） 不適切な分析結果以外のドーピング違反の証拠を含む問題が発生した場合、DRA は、追加情報の提供を求めることを含め、規則 2 に基づき回答すべき事案が存在するかどうかを判断するために必要な追加調査を実施するものとする。この調査には、DRA が適切と考える場合、厳格なスケジュールに従って、ドーピング違反の疑いに関する人物に、希望する提出物を提出する機会を与えることが含まれる場合がある。DRA がそのような提出を求めることを決定した場合、正式な聴聞会を開催する必要はない。代わりに、DRA は、書面、電話会議等、提出物の提出方法を決定するものとする。

（2項） 参加者が規則 7 の第 4 条 1 項に従って行われる調査に全面的に協力しない場合、DRA ルールブックまたはその他の適用される懲戒規則に従って、関係者の不正行為に対する懲戒告発がされる可能性があります。

（3項） 調査および証拠の評価の結果、DRA が規則 2 に基づく事件性がないと結論づけた場合、それ以上の処分は行われないものとします。ただし、その後にプレイヤーを目標試験の対象にすることができます

（4項） 調査および証拠の評価の結果、DRA ルールブックに基づき DRA が規則 2 に基づき審理すべき事件があると結論づけた場合、問題は規則 7 の第 6 条に定めるとおりに進行するものとします。

第 5 条 暫定的な出場停止期間

（1項） 規則 7 の第 2 条 3 項、規則 7 の第 3 条 8 項、規則 7 の第 4 条に従い、規則 2 に基づいて回答すべき事例があると判断した場合、DRA は DRA ルールブックに基づき、直ちにプレイヤーを暫定的に出場停止にすることができる。

（2項） 規則 7 の第 5 条 1 項に従って DRA がプレイヤーを暫定的に出場停止処分にした場合、そのプレイヤーは、可能な限り速やかに（規則 7 の第 6 条に定める通知を送付することにより）通知されるものとし、以下のいずれかを選択できることを通知されるものとします。

① プレイヤーによる合意がない限り、（例外的な状況を除き）暫定的出場停止処分が下された日から 14 日以内に、規則 8 に従って、自身に対する告発に関する完全な聴聞を受ける権利。

② 規則 8 に基づく告発に関する正式な審理が行われるまでの間、DRA ルールブックに従って、正式な審理に先立ち、暫定的な出場停止処分が解除されるべき理由を示して異議申立てを行う権利があることを条件とする。

1. 提出物は、書面又は（異議申立てを検討する選任者が命じた場合）電話会議によって行われるものとする。その選任者が命じない限り、対面での出席の権利はないものとする。
2. その選任者の決定があるまで、暫定的な出場停止処分は継続されます。
3. 暫定的資格停止処分は、明らかに人違いであるとか、プレイヤーに対する事案に明らかな誤りがあるなどの例外的状況がない限り、解除されないものとする。暫定的資格停止処分により、当該プレイヤーが特定の大会に出場できなくなること自体は、本規定における例外的な状況とはみなされない。

③ ただし、プレイヤーは、規則 12 の第 3 条に従って CAS への異議申立てを優先するため、前述の異議申立てを見送ることができるものとします。

（3項） 暫定的出場停止処分を受けた者は、処分の期間中、開催地がどこであれ、DRA ルールブックの対象となる大会または行事に、いかなる立場でも参加することができない。また、DRA は、規程 15 の第 4 条（相互承認）に従い、他のドーピング防止機関に暫定的な出場停止処分を認めてもらうよう努めるものとする。

第 6 条 告発の通知

（1項） DRA ルールブックに従い、参加者が規則 2 に基づき回答すべき案件があると判断された場合、DRA は可能な限り早く、参加者に以下の事項を書面で通知するものとします。

① 参加者が告発されたドーピング違反の内容。

② 告発を裏付けるために DRA が信頼した事実および証拠の要約。告発が有害分析所見に基づく場合、A および B 検体の研究所の関連文書のコピーを通知書に同封するものとする。

③ 暫定的な出場停止処分が下された場合は、その確認を行う。
規則 7 の第 5 条に従い、参加者は暫定的な出場停止に関連する規則 7 の第 5 条 2 項の権利についての説明を受ける。

④ 参加者が告発されたドーピング違反を犯したことが立証された場合、本規則に基づき発生する結果（本規則に基づき当該結果に関して存在し得るあらゆる判断を含む）。

⑤ 参加者は勧告を受けた場合、告発されたドーピング違反を認める権利を有し、その場合、問題は規則 8 の第 1 条 2 項に定めるとおりに進められることを確認するものとする。

⑥ または、参加者がそのように勧告された場合、ドーピングを拒否する権利もあります。
告発された違反行為について、懲戒委員会の審理を受けることができる。
この場合、問題は規則 8 の第 1 条に規定されたとおりに進行するものとする。

（2項） 参加者は、規則 7 の第 6 条 1 項の通知に対する書面による回答を、通知の日付から 14 日以内に DRA が受領するようにしなければなりません。そうでない場合、参加者は規則 7 の第 6 条 1 項の通知に記載された告発を認め、聴聞の権利を放棄したものとみなされ、本件は規則 8 の第 1 条 2 項に定めるとおりに進行します。参加者は、その回答において、以下のいずれかを行わなければならない。

① その場合、回答は、その違反に対して課されるべき結果について、参加者が希望する主張を要約して記載しなければならず、問題は規則 8 の第 1 条 2 項に規定されたとおりに進められるものとします。

② この場合、回答は、その否定の根拠となる議論、事実及び証拠をまとめて記載しなければならない。この場合、告発が不利な分析結果に基づくものでない限り、問題は規則 8 の第 1 条 2 項に定める聴聞に進むものとします。

第 7 条 時効について

（1項） 本規則の他の規定にかかわらず、ドーピング違反の疑いが生じた日から 8 年以上経過した後に、規則 2 に定めるドーピング違反について、選手又はその他の者に対し告発することはできない。

規則 8 懲戒処分について

第 1 条 懲戒委員会または第三者懲罰委員会における聴聞会

（1項） 規則 7 の第 6 条の通知の対象となった者（以下「被申立人」という。）がドーピング違反を犯したとの告発を否認した場合、懲戒委員会又は第三者懲戒委員会は、DRA ルールブックの規定に従い、ドーピング違反があったかどうかを判断するための聴聞会を開催するものとします。

（2項） 被申立人がドーピング違反を行ったという告発を認めた場合。

① その者が規則 10 の第 3 条及び規則 10 の第 5 条に頼ろうとする場合、またその違反に対して本規則の下で指定された結果が当然でなく、その結果に関して判断がある場合。ただし、DRA と被申請人が課すべき結果について共同見解を持つ場合は、当事者の合意により、懲戒委員会または第三者懲罰委員会により審理されることがあります。

懲戒委員会の委員長または第三者懲罰委員会は、単独で、また書面提出のみで、懲戒委員会の委員長または第三者懲罰委員会の委員長を務める。ただし疑いを避けるため、懲戒委員会または第三者懲罰委員会の委員長は、当事者の共同見解にいかなる意味でも制約されず、課される結果に関して本規則により付与される決定を保持するものとします。

② その者が規則 10 の第 3 条及び第 5 条に頼らない場合、その違反行為に対して本規則に定める結果が当然発生する場合や、自己に有利な行使を求めない場合には、懲戒委員会または第三者懲罰委員会は招集されず、DRA の要請により、懲戒委員会または第三者懲罰委員会の委員長が代わりに、告発されたドーピング違反の遂行およびその違反に対して本規則に定める最大の結果を課することを確認する書面決定を発するものとします。

第 2 条 聴聞会の開催

（1項） 規則 8 の第 1 条に従って案件が聴聞会に委ねられた場合、懲戒委員会または第三者懲罰委員会が開催され、DRA ルールブックに従って告発を聴取し決定するものとする。

（2項） すべての手続および聴聞会は、DRA ルールブックに定める手続に従って実施されるものとします。

第 3 条 立証責任と証明の基準

（1項） DRA は、被申請人がドーピング違反行為を行ったことを立証する責任を負うものとする。証明の基準は、申し立てられた申し立ての重大性を考慮し、懲戒委員会または第三者懲罰委員会の納得のいくまで、DRA が被申請人のドーピング違反の遂行を立証したかどうかである。すべての場合におけるこの証明の基準は、単なる可能性のバランスよりも高く、正当な疑いを超える証明よりも低いものである。証明の基準は、本規則が適用されるドーピング違反の事項に関連して、DRA ルールブックにおいて改訂されたとみなされる。

（2項） 本規則が、推定を覆し、または特定の事実もしくは状況を立証する責任を被申請人に課す場合、その立証基準は、可能性のバランスによるものとします。

第 4 条 事実の立証方法と推定について

（1項） 懲戒委員会または第三者懲罰委員会は、証拠の許容性を規定する司法規則に制約さ れない。その代わり、ドーピング違反に関連する事実は、自白を含むあらゆる信頼できる手段によって立証することができる。

（2項） 聴聞会および異議申立ての手続においては、以下のルールを適用するものとする。

① WADA 認定及び UKAS 認定研究所は、適用される研究所に関する国際基準に従って検体分析及び保存手続を実施したものと推定されるものとする。被申立人は、この国際基準からの変更があったことを立証することにより、この推定を覆すことができる。被申立人が、本国際基準からの重大な逸脱行為があったことを示すことにより、この推定を覆す場合、DRA は、この重大な逸脱行為が、有害分析所見又は他のドーピング違反の事実上の原因を生じなかったことを立証する責任を負うものとする。

② 検査に関する国際基準からの重大な逸脱が、有害分析所見又は他のドーピング違反の事実的根拠を引き 起こさなかったとしても、この証拠を無効とすることはできない。被申立人が、検査中に国際基準からの重大な逸脱があったことを立証した場合、DRA は、この重大な逸脱が、告発されたドーピング違反の有害分析所見又はその他の事実上の根拠を引き起こさないことを立証する責任を負うものとする。

③ その他、本規約または本規約で言及されている手続きから逸脱した場合。しかし、その発見、決定、または結果に重大な疑惑を生じさせるようなものでない限り、本規則に基づく発見、決定、または結果を無効とするものではない。

第 4 条 懲戒委員会または第三者懲罰委員会の決定事項

（1項） 懲戒委員会または第三者懲罰委員会は聴聞の際またはその後すみやかに、その決定をプレイヤーに書面で伝え、聴聞終了後 15 営業日以内に、日付と署名の入った書面による理由付き決定を出さなければならない。決定書には、以下の内容が記載され、説明されるものとする。

① 懲戒委員会または第三者懲罰委員会はドーピング違反があった場合、その理由と共に、どのようなドーピング違反があったのか、またはあったのかについて調査すること。

② 懲戒委員会または独立懲戒委員会が、当該調査結果の結果としてどのような結果。規則 10 の第 5 条 1 項により出場停止期間が短縮され、または規則 10 の第 5 条 2 項により出場停止期間が短縮された場合、理由付き決定は、その除外または短縮の根拠を詳細に説明するものとする。懲戒委員会または第三者懲罰委員会が（規則 9 の第 2 条 1 項または規則 10 の第 3 条に基づき）与えられた裁量を行使する場合、理由付き決定は、懲戒委員会または第三者懲罰委員会がこの裁量が発動されたと判断した根拠と、この裁量が行使された方法に関する根拠を説明しなければならない。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

③　これらの規則の第 12 条に基づき適用される異議申立ての権利を有する。

（2項） 懲戒委員会または第三者懲罰委員会の決定は、規則 12 に定める異議申立てによってのみ対抗することができる。これを条件として、決定は、問題の完全かつ最終的で完全な処分となり、規則 12.2.1 で特定されるすべての当事者に対し拘束力を持つものとする。

（3項） 懲戒委員会または第三者懲罰委員会において、ドーピング違反があったことを決定した場合、DRA は被申立人がその決定に対して異議申立てをしない限り、決定日から 28 日以内にその決定を公表するものとし、この場合、異議申立てが解決するまで公表はしないものとする。

（4項） 懲戒委員会または第三者懲罰委員会の決定がドーピング違反の不成立である場合、DRA は被申立人がその開示に同意しない限り、その決定を公表しないものとする。被申立人が同意しない場合、DRA は公表された内容が被申立人を特定できないことを条件として、決定内容の概要を公表することができる。

規則 9 結果の失効

第 1 条 大会に関する結果の失格について

大会に関連したドーピング違反は、自動的に次のような結果をもたらす。
その大会でプレイヤーが得た個人成績は、賞金、ポイント、賞品等の没収を含む全ての結果とともに失格処分とします。

第 2 条 検体採取後の大会における失格処分について

（1項） 公平性が要求されない限り、陽性検体が発生した大会におけるプレイヤーの個人成績の規則 9 の 1 条による自動的に失格になることに加え、大会中か大会期間外かを問わずに陽性検体が採取された日、またはその他のドーピング違反が発生してから出場資格停止期間の開始まで、プレイヤーによって得られた全ての競技成績は、獲得済みの賞金、ポイント、賞品の没収など全ての結果とともに失格処分とします。

（2項） 規則 9 の第 2 条 1 項 は、本規則の関連規定を実施するものである。

第 3 条 チーム戦での成果に対する影響

（1項） プレイヤーが問題となるドーピング違反行為を行った大会がチーム戦であった場合、プレイヤーがドーピング違反行為を行ったことが、その大会以降にチームで得た結果に及ぼす影響があれば、その大会の適用ルールによって判断されるものとします。

（2項） ドーピング違反を犯したプレイヤーを出場させたチームに対する他の結果は、本規則の第 11 条に規定されている。

第 4 条 対戦相手の成績への影響

ドーピング違反が発覚したプレイヤー（またはプレイヤーが居たチーム）の対戦相手に対しては、優勝者、準優勝者、その他のプレイヤーに関しても、大会主催者の規則や規定で特に定められている場合を除き、結果の調整、表彰状、賞金、またはその他の結果を求めることができない。

規則 10 個人に対する不適格な制裁

第 1 条 ドーピング違反の個人に対して課される出場停止期間は、以下のとおりである。
懲戒委員会又は第三者懲罰委員会は特定された違反について、2021 年英国ドーピング防止規則第 10 条に規定された期間を参照して計算するものとし、これらの規則により想定される出場停止期間に適用することが適切と考えられる結果管理協定に関連するものを含む。2021 年英国アンチ・ドーピング規則は、これらの目的のために本規則に準用される。

第 2 条 【DRA により意図的に空白になっております】

第 3 条 出場停止期間の開始

（1項） 出場停止期間は、出場停止を定めた懲戒委員会又は第三者懲罰委員会の決定書の日付から開始される。

（2項） 一時的な出場停止期間（課されたか、自ら受け入れたかは関係ない）は、履行されるべきすべての資格停止期間に対して加算されるものとする。

（3項） 審理の手続きの遅れや選手に非がないドーピング管理の他の側面など、公正さが求められる場合、懲戒委員会又は第三者懲罰委員会は、出場停止期間の開始時期を検体採取日から早めることを規定することができる。

第 4 条 出場停止期間中の状況

（1項） 出場停止を宣言された者は出場停止期間中、DRA または DRA の会員、関連団体、もしくはライセンスを受けている団体が主催、招集、認可する大会またはその他の活動（認可されたドーピング防止教育やリハビリ計画を除く）に、どのような立場でも参加することはできない。

（2項） 規程 10 の第 9 条に従い、4 年を超える出場資格停止期間にある者は、4 年間の出場資格停止期間を終えた後に他のスポーツの地域イベントに参加することができるが、その地域スポーツイベントが当該の者が直接または間接的に国内選手権やプロの大会へ出場する（またはそれに向けたポイントを獲得する）ことができるレベルでないものに限ります。

第 5 条 出場停止からの復帰テスト

（1項） 指定された出場停止期間の終了時に出場資格を回復する条件として、選手は、一時的な出場停止期間又は出場停止期間中、DRA 及び自身を検査管轄する他のドーピング防止機関による大会外検査のために提供しなければならず、要請があれば、大会外検査のために本規則に規定する最新で正確な居場所情報を提供する。

（2項） 出場停止期間中のプレイヤーがダーツ競技から引退し、その後復帰しようとする場合、プレイヤーが復帰を希望することを DRA および検査管轄権を有する他のドーピング防止機関に通知し、プレイヤーが引退した時点で残存する出場資格停止期間と同じ期間の大会外検査の可能性を受けるまでは、復帰することはできません。

（3項） 検査管轄権を有するドーピング防止機関による検査は、本規則 10 の第 5 条の検査要件を満たすために利用することができる。

（4項） プレイヤーの出場停止期間が満了し、そのプレイヤーが復権の条件を全て満たした後で規則 9 に基づく没収罰則を全て満たした場合、そのプレイヤーは自動的に出場資格を回復し、そのプレイヤーによる復権の申請は必要ない（ただし、満了した出場停止期間が課されたドーピング違反に関連しない理由で、そのプレイヤーが他の理由で出場資格を喪失している場合は除く）。

第 6 条 その他の影響について

本規則に基づく結果処分は、参加者がドーピング違反を犯したか否かに基づいて、参加者のチーム選考のための資格を得るための基準を採用する DRA の権利を損なうものではないものとする。

規則 11 チームへの影響について

第 1 条 チームの複数のメンバーが、大会に関連して規則 7 に基づくドーピング違反の可能性を通知された場合、そのチームには大会のための目標検査が課されるものとする。

第 2 条 チームの複数のメンバーが本大会中にドーピング違反を犯したことが判明した場合、DRA の規則または本大会の主催者の規則により、チームが失格処分またはその他の懲戒処分を受けることが規定される場合がある。また、DRA の懲戒規則またはその他の適用される規則に基づき、チームに対して違反行為の告発が行われる場合があります。

規則 12 異議申立てについて

第 1 条 異議申立ての対象となる決定事項

規則 15 に従うことを条件として、本規則に基づき行われた決定は、本規則 12 条に規定されるようにのみ異議申立てを行うことができる。この決定は異議申立て審議機関が別段の命令をしない限り異議申立て中も効力を有するものとする。

第 2 条 治療目的使用免除に関連する決定に対する異議申立てについて

TUE の決定は規則 12 の第 7 条に従って、選手から CAS に異議申立てをすることができます。

第 3 条 一時的な出場停止処分に対する異議申立てについて

(1項) 一時的な出場停止処分を受けた参加者のみが、決定に対して異議申立てを行うことができます。

(2項) 一時的な出場停止処分を受けた参加者は自らの意思で、以下の異議申立てすることができます。

① 規則 7 の第 5 条 2 項に従った場合

② 規則 12 の 7 条に従って CAS に準ずる場合

第 4 条 ドーピング違反および結果に関する決定に対する異議申立てについて

(1項) ドーピング違反が行われたとする決定、および、ドーピング違反を課す決定。
ドーピング違反に対する結果、ドーピング違反が行われていないとの決定、結果管理または結果に関する決定、その他決定に関する決定は本規則 12 に定めるところにより、以下のいずれの当事者も独自で異議を申し立てることができる。

① プレイヤー

② DRA

③ 上記の決定または結果が直接関係する場合はプレイヤー支援要員や関係のある支援要員。

(2項) 本条 1 項に基づく異議申立ては、以下のように行う。

① DRA ルールブック第 16 条に規定される上訴委員会に提出すること。

② 規則 12 の第 7 条に従って CAS に提出する。

第 5 条 上訴委員会への異議申立て

本条 1 項に従って決定を不服として異議申立てを希望する当事者は、本条 1 項に従って、異議申立てを行う。
上訴委員会は DRA ルールブックに従い、異議申立ての通知を行わなければならない。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

第 6 条 上訴委員会の開催について

（1項） 規則 12.5 に従って異議申立ての通知が提出された場合、上訴委員会の委員長の指名および任命は、DRA ルールブックの第 16 条 7 項および 8 項に基づいて取扱われる。

（2項） 異議申立ての手続きは DRA ルールブック第 16 条 9 項に基づき、選任された上訴委員会の委員長が行う。

第 7 条 CAS への異議申立てについて

（1項） 本規則が CAS への異議申立ての権利を定める場合、その異議申立ては CAS のスポーツ関連仲裁規程に従って行われるものとする。ただし、次のとおりとする。

① 選手またはプレイヤー支援要員が上訴委員会の決定に対して異議を申立てる場合、CAS は、その上訴委員会の資料と決定を審査するだけであり、上訴委員会が方向性を誤った、あるいは間違った結論に達したと認める場合にのみ、その決定を覆すものとします。

② それ以外の場合、CAS がその問題を新たに検討する権限を有するものとします。
つまり、異議申立てされた決定に制約されずに、問題を最初からやり直すことです。

③ 準拠法は英国の法律とし、手続きはすべて英語で行われるものとする。

④ CAS の決定は最終的なものであり、全関係者を法的に制限するものとします。

規則 13 報告について

第 1 条 係争中の案件の報告

本規則 7 の第 5 条に従って一時的な出場停止処分が科された場合以外で、DRA は規則 8 または規則 12 に従い、回答者がドーピング違反を犯したと判定しない限りは氏名を公開しません。

第 2 条 規程に基づく報告

本規則に基づき発生した有害分析結果及びドーピング違反の件数は、DRA は都度公開します。

規則 14 決定事項の認識について

異議申立てが可能であることを条件として、スポーツにおけるダーツに関係する加盟団体の検査、TUE、審査結果または最終裁定で、規範に合致し加盟団体の権限内にあるものは、DRA、その会員および関連団体、そのライセンスを受ける者、および本規則の対象となる全ての者によって認められ遵守されます。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

規則 15 決定または本規則に対する異議申し立て

第 1 条 規則 1.8 および規則 24.3 に従い、本規則および本規則に起因するすべての問題は、英国およびウェールズの法律に準拠するものとします。

第 2 条 本規則は、仲裁に関する合意を構成するものであり、仲裁人に対する手続を行う。
規則 8 に従った懲戒委員会または第三者懲罰委員会、規則 12 に従った上訴委員会、または規則 12 の第 7 条に従った CAS の前では、1996 年仲裁法の適用を受ける目的で仲裁手続を行うものとする。

第 3 条 適用される法律の下で許される最大限の範囲内で、本規則または本規則に従ってなされた決定に対する異議申し立ては、規則 12 の規定に従ってのみ行われ、いかなる裁判所または他の場にも訴えることはできないものとします。

第 4 条 規則 15 の第 3 条に厳密に従うことを条件として、本規則および本規則に基づく決定に関して、英国およびウェールズの裁判所が専属管轄権を有するものとします。

第 5 条 本規則の条項が無効、執行不能または違法だと判断された場合。本規則はどんな理由であれ、無効、執行不能または違法である限り削除されたものとみなされ、完全な効力を維持するものとします。

規則 16 その他について

第 1 条 情報提供

個人データを含む情報を提出する者は、以下のいずれかに該当する者です。
本規則に基づき、1998 年制定の個人情報保護法および GDPR 等の関連法令に基づき、本規約の実施のために情報を収集、処理および開示することに同意したものとみなします。

第 2 条 お知らせ

（1項） 本規則に基づき行われるすべての書面による通知またはその他の書面による連絡は、本規則の規定に準拠するものとします。

（2項） 検査対象者登録リストに登録された各プレイヤーは DRA に対し、通知を受け取ることができる適切な郵便番号およびメールアドレスを提供するものとします。住所が変更された場合、変更後の情報を DRA に提供するのはプレイヤーの責任です。

（3項） 検査対象者登録リストに記載されたプレイヤー、プレイヤー支援要員に対する通知は、規則 16 の第 2 条 2 項に従ってそのプレイヤーが提供したアドレスのいずれかに配信されます。その通知は電子メールの配信時および連絡先記載欄の投稿日の 3 日後に受領したものとみなします。

（4項） 本規約に基づき、言及して行われる DRA への通知その他の書面による連絡は、以下の方法により、手渡し、第一種郵便、または電子メールで行われるものとします。

DRA 事務局　RH8 9EE 英国サリー州、オクステッド、ステーションロードウェスト 17-19

また、DRA は配達日（営業日の 17 時までに手渡しまたは電子メールで配達された場合、それ以外は翌営業日）または投函日から 3 日目に配達したものとみなします。

第 3 条 他に規定されていない事項

本規則に定められてない問題が発生した場合、その問題を解決するよう求められた者または団体が、その解決方法が本規則に基づく手続きの信頼性を大きく損なわないように、またプレイヤーに重大な不公平を生じさせない限り、適切と考える方法でそれを行うよう判断できる。

付録 1 A　　定義

「有害分析所見」

検体中に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカー（内因性物質の量の上昇を含む）が存在すること、または禁止方法の使用の証拠があることを確認する、検査機関または他の公認検査機関からの報告書をいいます。

「アンチ・ドーピング機構」

ダーツのスポーツに関係する署名機関のうち、ドーピング・コントロールの過程のいかなる部分についても、その開始、実施または執行のための規則を採択する責任を有するものをいう。例えば、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、大会において検査を実施する他の主要大会組織、WADA、DRA、および UK Sport や UK AntiDoping などの国内アンチ・ドーピング機構が含まれる。

「上訴委員会」

DRA ルールブック第 16 条に基づき選出された委員長（自らを含む）3 名からなる委員会。

「試み」

ドーピング違反の実行に至ることを計画した行為過程における実質的な段階を構成する行為に意図的に関与すること。この場合においても、本人が未遂に関与していない第三者によって発覚する前に未遂を放棄した場合には、未遂にのみ基づくドーピング違反は生じないものとする。

「CAS」

スイス・ローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所。

「結果」

ドーピング違反は、以下の 1 つまたは複数に該当する可能性があります。

「失格」
特定の大会または行事におけるプレイヤーの結果が無効になることを意味し、賞金、ポイント、賞品の没収を含むすべての結果が生じる可能性があります。
「出場停止」
ルールブック第 10 条に定められているように、プレイヤーまたはその他の人物が、特定の期間、大会または行事、他の活動または資金調達に参加することを禁止されることを意味します。
「一時的出場停止」
規則 7 の第 5 条に定めるとおり、プレイヤー又はその他の者がドーピング違反を犯したという告発が審理されるまでの間、大会又は行事への参加を一時的に禁止されることをいう。
「懲戒委員会」
DRA ルールブック第 11 条に基づき構成される DRA の懲戒委員会のことです。
「失格」
上記「ドーピング違反の結果」を参照のこと。
「ドーピング管理」
検査実施計画、検体の採取と取り扱い、研究室での分析、結果の管理、聴聞と異議申立てを含む過程。
「ドーピング違反」
規則 2 に定める禁止行為または違反の実行をいう。
「DRA」
ダーツレギュレーション機構のこと。
「DRA ルールブック」
DRA が作成した随時改正される規程をいう。
「大会中検査」
大会中検査及び大会期間外の検査を区別するために、本規則又は他の関連するアンチ・ドーピング機構の規則に特別の定めがない限り、大会中検査とは、特定の大会に関連して検査対象に選ばれたプレイヤーを検査することである。
「第三者懲罰委員会」
DRA ルールブック第 11 条 5 項に基づき構成される第三者懲罰委員会。
「独立した監視員」
特定の大会におけるドーピング管理の過程を観察し、観察結果を報告する監視員チームです。
「出場資格喪失」
上記「ドーピング違反の結果」を参照のこと。
「国際検査室基準」
WADA 規程を支持するために WADA が採択した基準。国際基準への準拠は、他の代替的な基準、慣行や手順とは対照的に、国際基準によって扱われる手順が適切に行われたと結論づけるのに十分であるものとする。

「主な行事の主催者」
国内オリンピック委員会およびその他の国際総合スポーツ団体の大陸別協会で、大陸、地域、その他の国際競技大会の裁定機関として機能するもの。
「マーカー」
禁止薬物または禁止方法の使用を示す化合物、化合物群または生物学的パラメーターという。
「代謝産物」
生体内変換プロセスで生成されるあらゆる物質。
「未成年者」
居住国の適用法令で定められた成年に達していない、ごく自然な人。
「国際オリンピック委員会」
国際オリンピック委員会により承認された組織をいう。国内オリンピック委員会という用語は、国内スポーツ連盟がドーピング防止分野における国内オリンピック委員会の責任を担っている国においては、国内スポーツ連盟を含むものとする。
「事前通告なし」
ドーピング管理とはプレイヤーへの事前通告なしに行われ、通告の瞬間から検体の提供まで、選手が常に付き添われるものをいいます。
「無過失の場合」
プレイヤーは、禁止薬物または禁止方法を使用した、または投与されたことを、最大限の注意を払っても知らず、疑わずにいたことが当然であったことを立証すること。
「重大な過失がない」
プレイヤーが、状況を総合的に判断し、無過失または過失の基準を考慮した場合、その過失がドーピング違反との関係で重大ではなかったと立証すること。
「大会期間外検査」
大会期間中でないドーピング管理。
「参加者」
プレイヤーまたはプレイヤー支援要員のいずれか。
「人」
自然な人、組織、その他団体をいう。
「プレイヤー」
ドーピング管理の目的においては、プロのダーツ大会または催事に参加し、競技に参加した者をいう。ドーピング防止に関する情報および教育の目的では、本規定を受諾する加盟組織、政府、その他のスポーツ組織の権限の下、ダーツというスポーツに参加するすべての人物を指します。
「プレイヤー支援要員」
ドーピング管理の目的上、プレイヤーによって指名された者は、その者のドーピング管理の対象となります。代表者またはその代理人、社員、代理店として活動する者である。プレイヤーに直接または大会・催事主催者を通じて提供されるアクセス権および情報伝達権（代理人も含む）を与えられた代表者。

「所持」
実際の物理的な所持、推定的な所持（禁止薬物／方法が存在する施設を専有している場合、または禁止薬物／方法の存在を知っており、その管理を意図していた場合にのみ認められるものとする）。ただし、ドーピング違反を犯した旨の何らかの通知を受ける前に、所持する意思がないことを示す具体的な行動をとり、以前の所持を放棄している場合には、所持のみに基づくドーピング違反は生じないものとする。
「禁止リスト」
WADA が発行する禁止リストで、禁止薬物および禁止方法を特定するもので、随時改正される。
「禁止された方法」
禁止リストに記載されている方法。
「禁止薬物」
禁止リストに記載されている薬物。
「一時的に停止」
上記「ドーピング違反の結果」を参照。
「検査対象者登録リスト」
ドーピング規則 5 の第 4 条 1 項を参照。
「回答者」
本規則に基づき、ドーピング違反の実行を告発された者をいう。
「検体/標本」
ドーピング管理の目的で採取された生物学的物質。
「署名者」
本規定の署名を行い、本規定を遵守することに同意した者は、以下を含む。
国際オリンピック委員会、DRA（およびダーツ大会主催者）、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要大会主催者、国内アンチ・ドーピング機構、WADA。
「改ざん」
目的または方法が不適切であること、不適切な影響を及ぼすこと、不適切に介入して結果を変更したり、正常な手続きが行われないようにすること。
「目標検査」
特定のプレイヤー又はプレイヤーの集団が、特定の時期における検査のために不規則に選択される、検査対象プレイヤーの選出を行うこと。
「テスト」
ドーピング管理プロセスのうち、検査配分計画、検体採取、検体処理、および検査施設への検体輸送を含む部分。
「治療的」
治療薬や方法による医学的状態の治療、治療法の提供や補助のうち、また関連するもの。
「大会」
プロのダーツ大会の予選と決勝のこと。

「取引」
禁止薬物または禁止方法を、直接または１つ以上の第三者を通じて、プレイヤーに販売、授与、管理、輸送、送付、配送または配布すること。ただし、真正かつ合法な治療目的で医療関係者またはプレイヤーの支援要員以外の人物による禁止薬物の販売または配布は除きます。
「TUE」
Therapeutic Use Exemption（治療目的使用免除）の略。
「使用」
禁止薬物、禁止方法の適用、摂取、注入、消費を、いかなる手段で行うこと。
「WADA」
世界アンチ・ドーピング機構の略。
「重み付け」
ドーピングの危険性とドーピングの可能性を考慮した基準で選手を選出する順位付けする方法。

治療目的使用許可（TUE）
TUE 申請には 2 種類あります。

略式の TUE（ATUE）
スタンダード TUE（STUE）

略式の TUE（ATUE）

すべての局所グルココルチコステロイド注射と以下の吸入喘息薬には、ATUE 申請が必要です。
以下のβ2 アゴニスト-フォルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリン
吸入グルココルチコステロイド-ベクロメタゾン、フルチカゾン、ブデソニド。
注：グルココルチコステロイドを含むイヤードロップ、アイドロップ、鼻腔スプレー、外用剤は、発行時点では ATUE を必要としません。
完全かつ適切に記入された ATUE 申請書は、DRA 医療顧問が受理した時点で有効とみなします。記入漏れや判読不能な申請書は承認されず、プレイヤーに返送されます。

スタンダード TUE（STUE）

STUE 申請は、ATUE プロセスでカバーされない禁止薬物または方法について必要とされます。これらの申請は、医療従事者からなる独立した委員会である治療目的使用免除委員会(TUEC)によって審査されます。
STUE 申請の場合、DRA 医療顧問による申請書の審査に時間がかかります。迅速な手続きを行うためには、あなたの医療行為に関連するすべての医療情報を提出することが重要です。適切な場合には、実施された診察や検査の詳細、許可された代替治療の詳細もお知らせください。
TUE 申請書は DRA 医療顧問に送付してください。

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06

このDRAルールブック日本語訳版はDRAルールブック2023年改訂版の内容をもとにしています。
改訂された場合や文面修正が必要な場合は随時修正を行います。

全ての日本人のスティールダーツプレイヤーに役立てていただければ幸いです…
DRAルールブック日本語訳プロジェクトメンバー

ＤＲＡルールブック
日本語訳プロジェクトメンバー

翻訳：
宮木 慶彦、瀧川 諒
監修：
古畑 潤
協力：
割石 將弘、村瀬 秀昌
発行：
灰田裕一郎
翻訳に関する問い合わせ先：
mail@dolliscafe.com

最終更新日：2023年3月6日

©DRA Rules Japanese Translation Project 2023/03/06